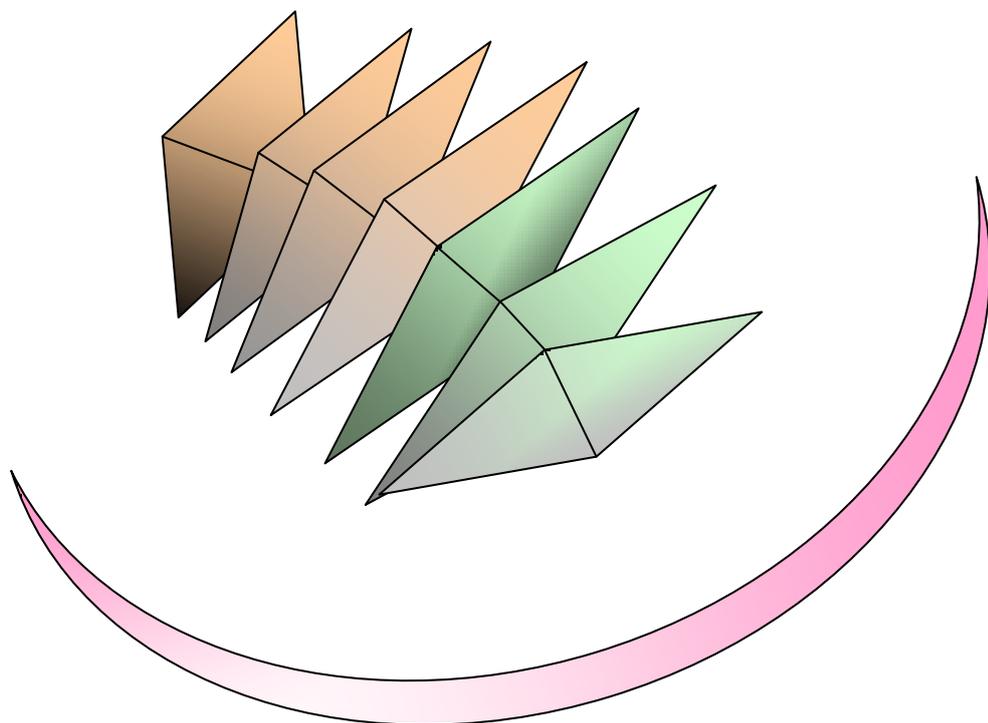


## 2. 公共的建築物



### 出入口

#### <整備の基本的な考え方>

出入口は、高齢者や身体障がい者などが支障なく、円滑に出入りできるよう開口幅員を確保する。

#### ①幅員

- 直接地上へ通ずる出入口の内法を 90cm 以上とする。
- 直接地上へ通ずる 1 以上の出入口は、車いす使用者と健常者とのすれ違いを考慮すると、140 cm 以上とすることが望ましい。
- 玄関のドア前後の車いすが転回できるスペース（200cm×200cm 以上）を確保することが望ましい。
- 不特定多数の者が利用する各室の 1 以上の出入口の幅は内法 85cm 以上とする。（90cm 以上が望ましい。）

#### ②戸の構造

- 戸は、自動的に開閉する構造、又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とする。  
ただし、床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の主要な出入口は自動ドアとする。
- 戸の前後には、車いす使用者が開閉を行うために必要な水平区間を設ける。
- 玄関、各室の出入口の開き戸は望ましくない。やむを得ず設ける場合は、開閉時間を十分に確保したドアチェックなどを設け、できるだけ軽く、緩やかに開閉するよう配慮することが望ましい。
- 全面が透明な戸を設ける場合、戸の存在が確認できるような表示を設ける。

#### ③引き戸

- 手動式の引き戸は、開閉が容易にできる上吊り形式が望ましい。
- 戸を完全に開けた時と閉めた時、ドアハンドルと戸枠の隙間が、少なくとも 5 cm 程度あることが望ましい。

#### ④自動ドア

- 開閉起動装置は、感応範囲をできるだけ広げ、通行に支障なく作動するよう配慮する。
- 自動ドアの感応範囲は次のとおりとすることが望ましい。
  - ・マットスイッチの場合………ドア前後 100cm 以上、幅員 90cm 以上とする。
  - ・押しボタンスイッチの場合…床上 60cm～120cm の高さでドアの両側 70cm～100cm とする。
- 緊急時のため、自動ドアは手動で開閉できるようにする。

#### ⑤案内

- 視覚障がい者に配慮して、音声誘導装置（電波方式・赤外線方式・磁気方式）を設置することが望ましい。
- 聴覚障がい者には、アナウンスやサイレンなどの音声情報が伝達されないため、これらを視覚（文字）・光（照明器具の点滅等）・振動（センサー受信による振動器）等の情報に転換して伝えることが望ましい。
- 不特定多数の人が利用する公共的建築物においては、視覚障がい者に配慮して、出入口からカウンター（受付等）までの通路において、視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが望ましい。車いす使用者に配慮しつつ、可能ならば階段の上り口まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが望ましい。

#### ⑥ドアハンドル

- ドアハンドルは、握りやすく、ドアが開けやすい形状（引き戸では棒状のもの、開き戸ではレバーハンドル式またはパニックバー形式）のものとし、床面から 90cm 程度の高さで取り付ける。

#### ⑦出入口の段差

- 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。
- 玄関マットは、埋め込み式のものとし、次の点に注意する。移動できるものは好ましくない。

- ・はけ状・たわし状のものは望ましくない。
- ・杖先がひっかからないように端部を固定する。

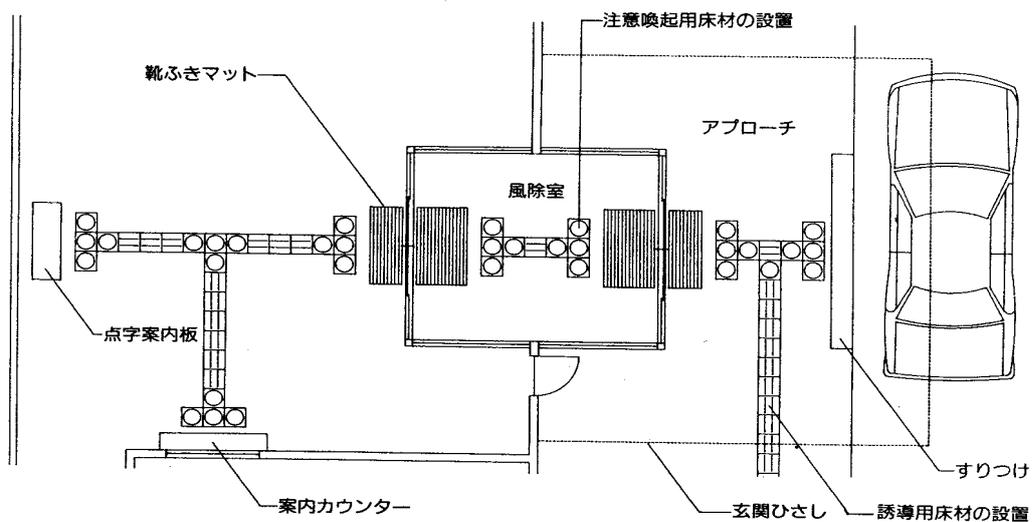
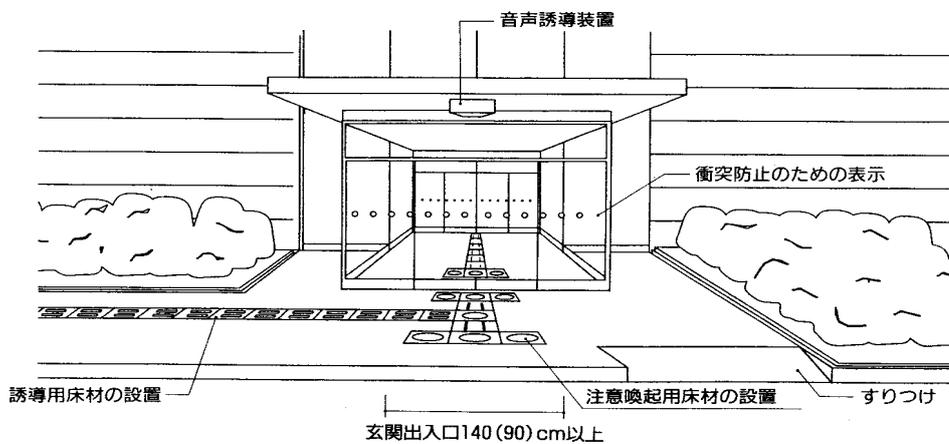
⑧車いす当たり (キックプレート)

○戸には、床上 35 cm 程度まで、車いす当たり (キックプレート) を取り付けることが望ましい。

⑨雨・雪対策

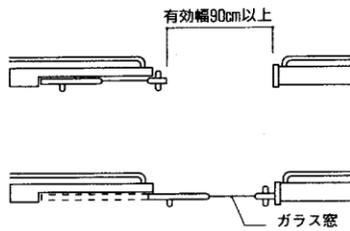
○雨天時、降雪時を考慮し、大きいひさしあるいは風除室を設けることが望ましい。

外部出入口 (玄関) の整備例

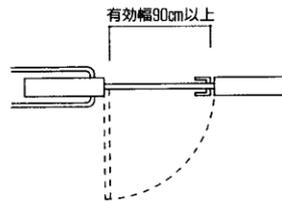


各部屋の出入口の形式

引戸



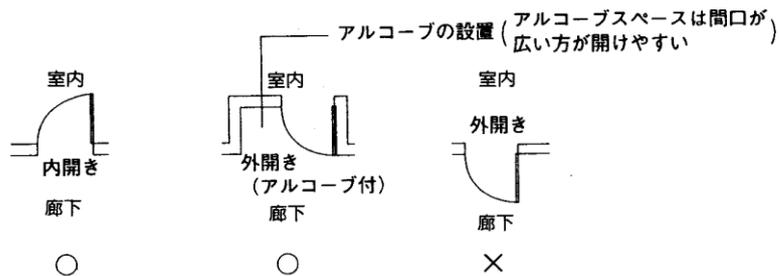
開戸



すりつけの例

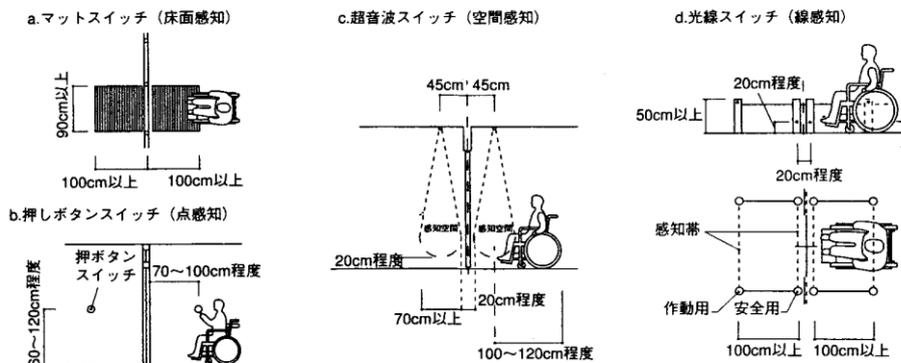


引き戸への配慮

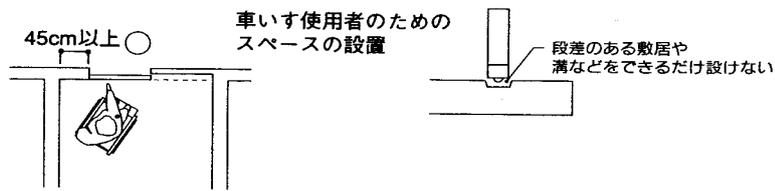


\* 外開き扉は、高齢者・障がい者等の利用を考慮すると好ましくない。そのため建築基準法施行令118条で内開き扉が禁止されている建築用途にあって外開き扉を設置する際にはアルコーブを設ける等設計に注意することが必要である。

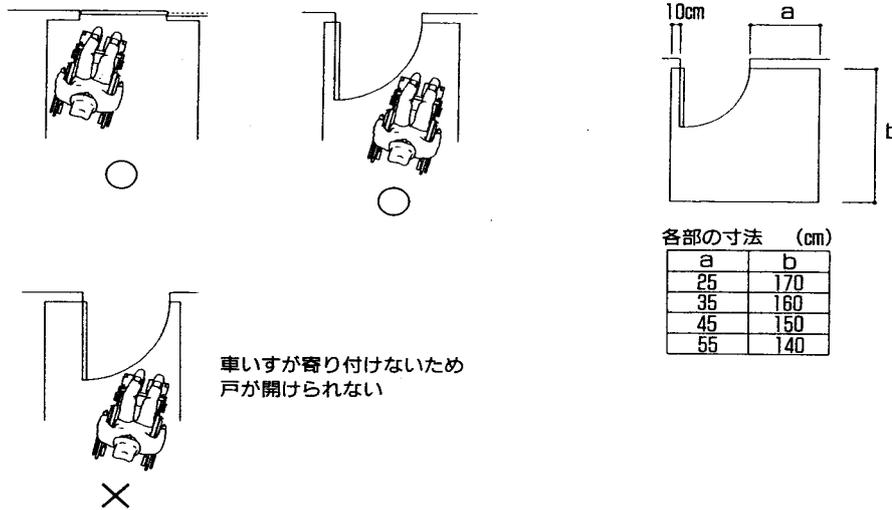
自動ドアの感知方式 (参考)



引戸の形式



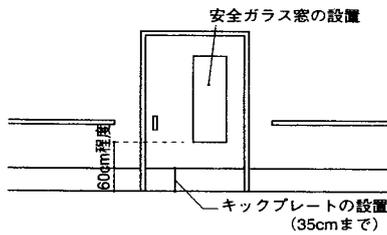
戸の開き方向によるスペースのとり方



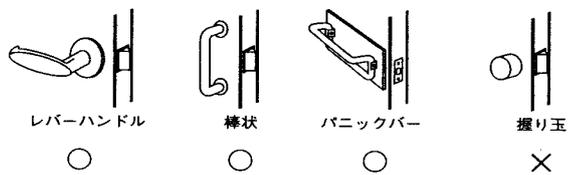
各部の寸法 (cm)

a	b
25	170
35	160
45	150
55	140

キックプレート・安全ガラス窓



取っ手の形式(使い易い形状の例示)



## 改札口等

### 〈整備の基本的な考え方〉

公共交通機関の施設その他の公共的施設の運賃、入場料金等を徴収するための改札口及び物品販売業を営む店舗等の代金支払い等のための通路（レジ通路）は、車いす使用者が支障なく通過できるように配慮する。

#### ①幅員

- 改札口及びレジ通路のうち、1以上は内法85cm以上とし、その旨が分かるようにする。（90cm以上が望ましい。）

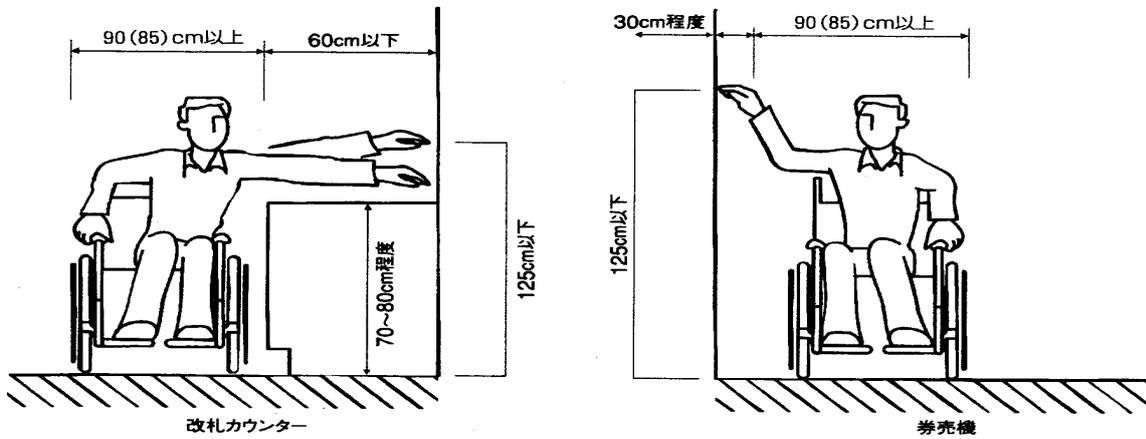
#### ②段差

- 車いす使用者などが通過する際に支障となる段を設けない。

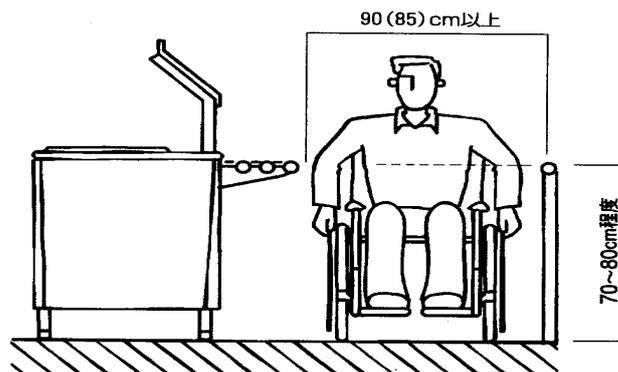
#### ③表示

- 自動改札機を設ける場合には、当該自動改札機又はその付近に当該自動改札機への進入の可否を容易に識別することができる方法で表示する。

■映画館・劇場等の改札口



■物品販売業を営む店舗等のレジ通路



### 廊下等

#### <整備の基本的な考え方>

建物の出入口から利用目的となる各室への廊下等は、建物の用途、規模、利用状況に応じて、必要な幅員の確保や段差の解消に配慮し、高齢者や身体障がい者などが円滑に通行できるように整備するとともに、動線が複雑にならず、かつ目的の場所までの到達距離が短くなるように配慮する。

#### ①設置基準

- 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定多数の者が利用する各室の経路のそれぞれ1以上の廊下等は、次の②～⑧に定める構造とする。

#### ②幅員

- 幅は、原則として120 cm以上とし、50mごとに140 cm角以上の転回スペースを設ける。
- 車いす使用者同士のすれ違いを考慮すると180cm以上とすることが望ましい。

#### ③転回

- 廊下等の末端付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50mごとに車いすが転回することができる構造の部分の部分を設ける。

#### ④高低差

- 床には段を設けない。高低差がある場合は、34 ページ「2. 公共的建築物 スロープ」に定めるスロープと踊場を設けるか、又は段差解消機を用いる。  
「段差解消機」…車いす使用者用特殊構造昇降機

#### ⑤表面仕上げ

- 廊下の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 転倒したときにも、衝撃の少ない材料を用いることが望ましい。
- 盲導犬同伴者の通行が想定される場合は、床仕上げにループパイル等を避けるなど配慮することが望ましい。

#### ⑥水平部分

- 26 ページ「2. 公共的建築物 出入口」の出入口、30 ページ「2. 公共的建築物 改札口等」の改札口等、38 ページ「2. 公共的建築物 昇降機（エレベーター）」のエレベーターの出入口及び43 ページ「2. 公共的建築物 昇降機（エスカレーター）」のエスカレーターの昇降口に接する部分、又は段差解消機の出入口に接する部分は水平とする。

#### ⑦壁面

- 必要に応じて手すりを設ける。
- 車いす使用者の利用が多い場合は、キックプレート（車いす当たり）を設けることが望ましい。
- 出隅は、「隅切り」、「面取り」又はコーナー保護材などにより、危険防止に配慮することが望ましい。
- 消火器、電話台、柱等の突出物をできるだけなくすることが望ましい。
- 視覚障がい者用の白杖の位置に配慮し、やむを得ず高さ65 cm以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出し部分を10 cm以下とすることが望ましい。

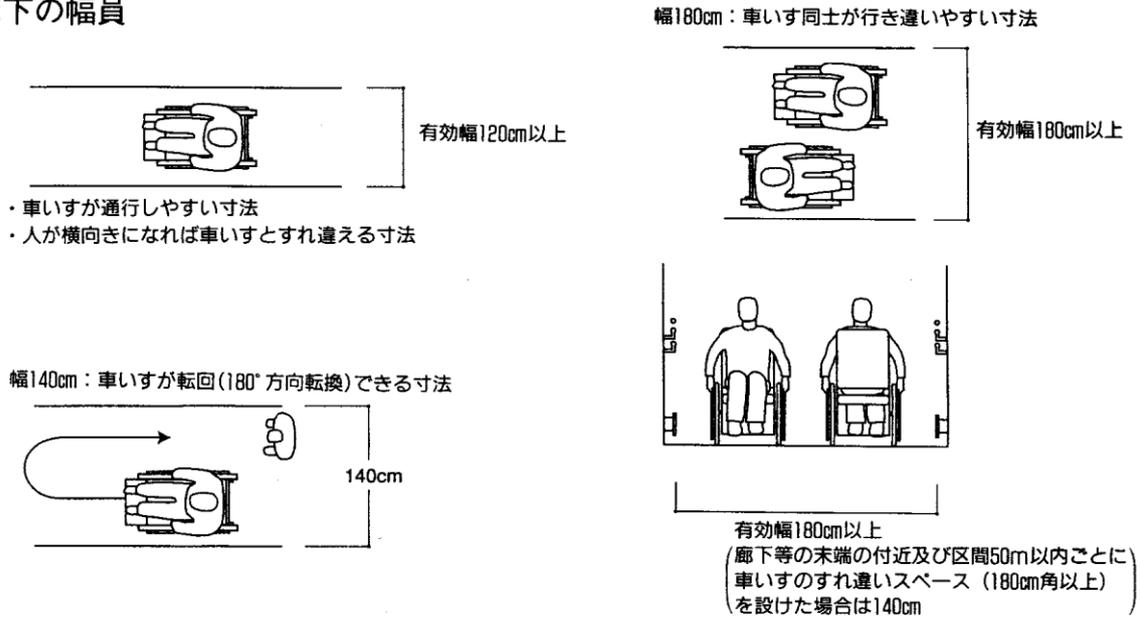
#### ⑧照明

- 照明はできるだけ、むらなく明るくし、採光の窓を設けることが望ましい。
- 照明で誘導できるよう、器具の配置を考慮することが望ましい。

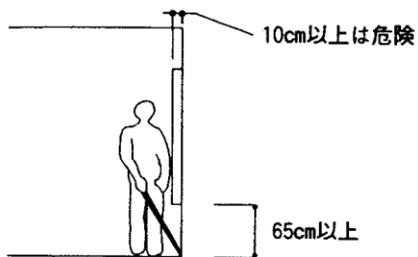
⑨誘導設備

●直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から受付までの廊下等には、12 ページ「1. 共通となる基準 視覚障害者誘導用ブロック・音響式信号機」の視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設ける。ただし、常時勤務する者により視覚障がい者を誘導できる場合はこの限りでない。

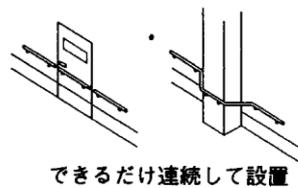
廊下の幅員



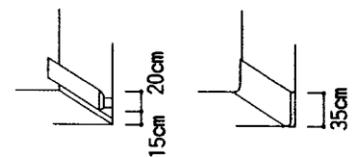
障がい者に危険な障害物



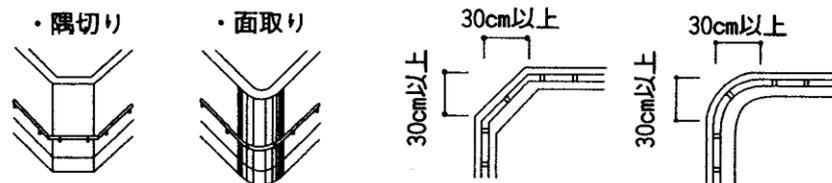
手すりの設置例



キックプレートの設置例



廊下の角の例



### スロープ

#### 〈整備の基本的な考え方〉

建物や敷地の出入口や内部の通路面に段差が生じる場合には、高齢者や身体障がい者などが支障なく通行できるようにスロープを設ける。

#### ①幅員

- 幅は、内法を140cm以上とする。ただし、やむを得ない場合は、120cm以上とする。また、階段と併設する場合は、90cm以上とすることができる。
- 車いす使用者同士のすれ違いを考慮すると180cm以上とすることが望ましい。
- スロープの始点・終点・曲がり部分、他の通路との交差部分には、150cm以上の水平部分を設けることが望ましい。

#### ②勾配

- 縦断勾配は、8% (1/12) 以下とする。(5% (1/20) 以下とすることが望ましい。) ただし、高低差が16cm以下の場合は12.5% (1/8) 以下とすることができる。

#### ③踊場

- スロープの延長が15mを超えるか、又は高低差が75cmを超えるごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。
- スロープの延長が10mを超えるか、又は高低差が50cmを超えるごとに踏幅150cm以上の踊場を設けることが望ましい。
- スロープが長くなる場合、途中で車いす使用者が休憩、又は減速できるような水平部分を設けることが望ましい。

#### ④手すり

- スロープには、両側に16ページ「1. 共通となる基準 手すり」に定める手すりを設ける。

#### ⑤表面仕上げ

- 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。屋外など表面が濡れるおそれのある部分には特に仕上げに配慮する。
- スロープの側端部には、車いすの脱輪や杖が落ちないように高さ5cm以上の立ち上がり、又は側壁を設ける。側壁を設ける場合、高さ85cm以下とするか、見通しのよい材料とする。

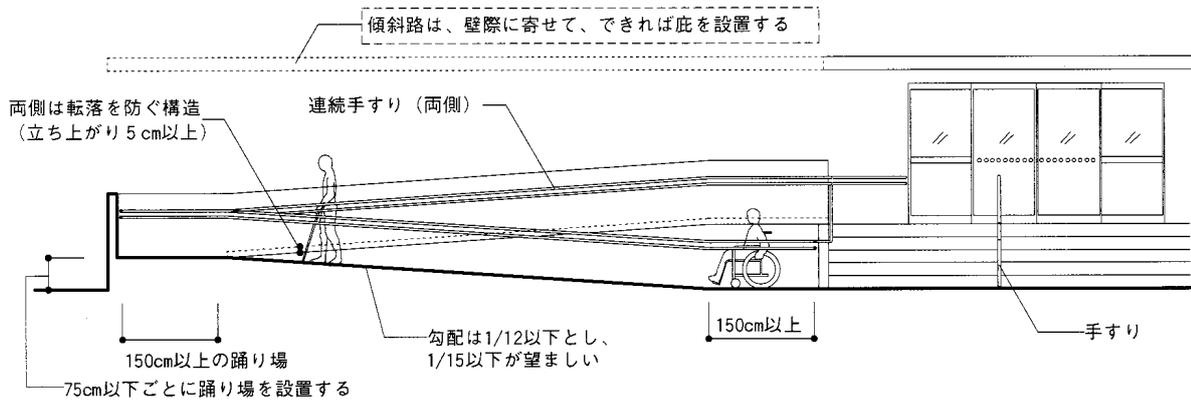
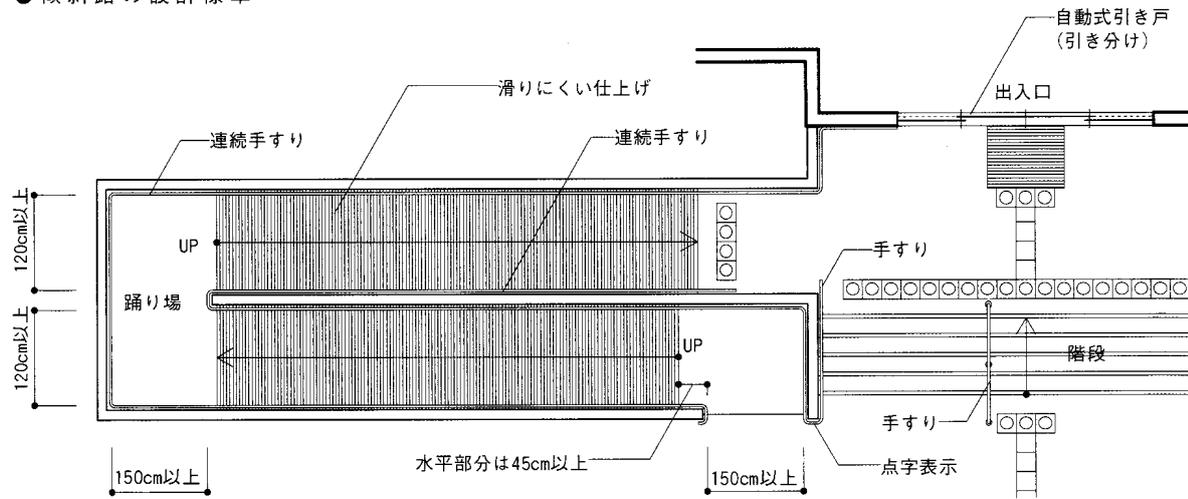
#### ⑥識別

- スロープは、その踊場及びスロープに接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等で識別しやすいものとするが望ましい。

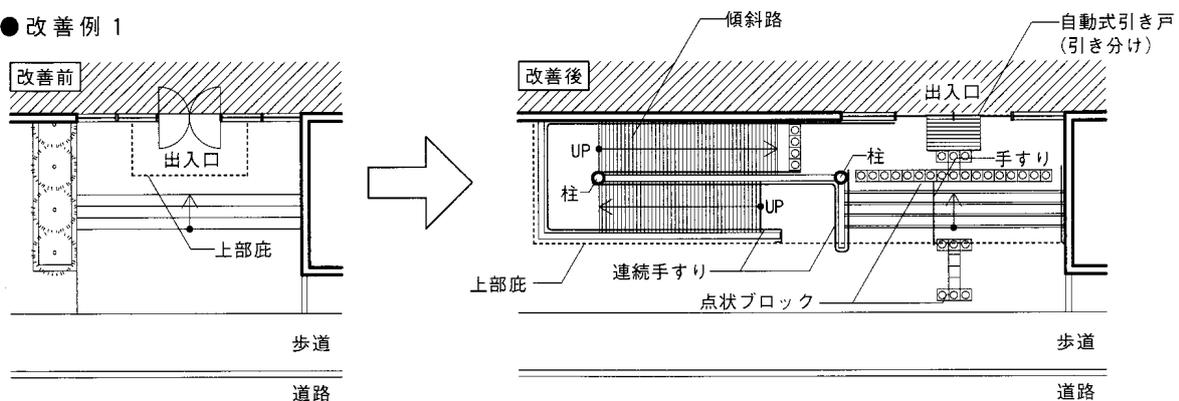
#### ⑦注意喚起

- スロープの上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障がい者の注意を喚起するための、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）等を敷設すること。

● 傾斜路の設計標準



● 改善例 1



- ・敷地内の通路に高低差がある場合
- ・傾斜路を設置できるスペースがある場合
- ・出入口が開き戸の場合

- ・傾斜路を設ける
- ・階段の上端部に点状ブロックを敷設する
- ・自動式引き戸に改善する
- ・手すりを設置する
- ・玄関ポーチ及び傾斜路の上部に庇を設置する

### 階段（踊場含む）

#### 〈整備の基本的な考え方〉

階段は、高齢者や身体障がい者などにとっては大きな負担になるとともに、転落などの危険性が高いところであり、また、非難にも利用するため、安全性の確保や上下移動の負担の軽減に配慮する。

#### ①手すり

- 階段には、16 ページ「1. 共通となる基準 手すり」に定める手すりを設ける。
- 廊下等の手すりがある場合は、連続させる。
- 階段の幅が3 mを超える場合には、中間にも設置することが望ましい。（階段の高さが1 m以下の場合はこの限りではない。）
- 階段の上端では45 cm以上水平に延長し、下端では斜め部分を含めて段鼻から45 cm以上手すりを延長することが望ましい。

#### ②形状

- 主たる階段は直階段、又は折れ階段とし、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上、回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。
- 直階段には、転倒時の危険防止を考慮し、中間に踊場を設けることが望ましい。
- 幅は、内法を140 cm以上とする。2本杖使用者の利用を考慮すると、150cm以上とすることが望ましい。
- 踏面30cm以上、蹴上げ16cm以下とし、勾配及び踏面と蹴上げの関係は、次のとおりとし、形状等を昇降の安全上支障のないものとする。
  - 踏面（T）と蹴上げ（R）の関係を  $55\text{cm} \leq T + 2R \leq 65\text{cm}$
- 蹴込みは2 cm以下とすることが望ましい。
- 蹴上げ・踏み面・蹴込みにおいて、同一の階段においては、同一寸法を原則とすることが望ましい。
- 側部には立ち上がりを設けることが望ましい。

#### ③表面仕上げ

- 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

#### ④蹴上げ・踏面の仕様

- 踏面の色を蹴上げの色と明度の差の大きいものとするなど段を識別しやすいものとする。
- 段鼻には、段の全長にわたって十分な太さで、色を変える（明度差を大きくする）など、高齢者や弱視者からも確認できるように配慮する。
- 段鼻の突き出し、その他のつまづきの原因となるものを設けない構造とする。
- 段鼻には、ノンスリップなどの滑り止めを設け、仕上げ表面は、踏面と水平とすることが望ましい。

#### ⑤注意喚起

- 階段の上端・下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）等を敷設する（30 cm程度の余幅を取る）。ただし、連続して手すりが設けられている踊場には、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）等の敷設をしないことができる。

#### ⑥照明

- 足元に影ができないように足元灯などを設けることが望ましい。

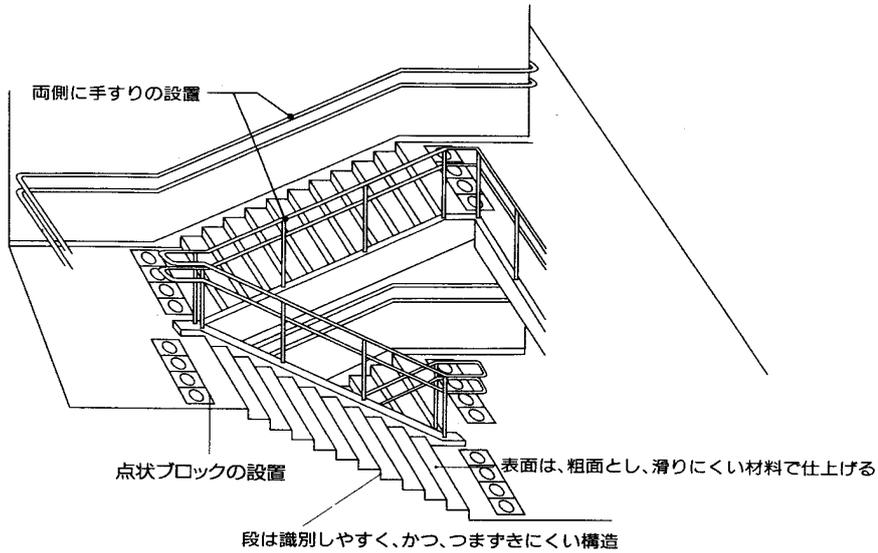
#### ⑦階数標示

- 見やすい位置に階数標示板などを設けることが望ましい。

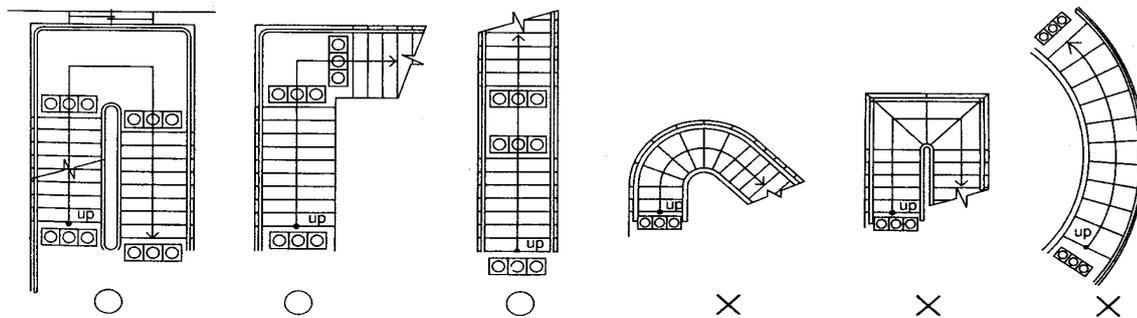
⑧その他

○階段裏側は、視覚障がい者にとっては白杖で感知できずに頭をぶつける等の危険が高いため、階段裏側には十分な高さのない空間を設けないことが望ましい。やむを得ず設ける場合などは柵などを設置することが望ましい。

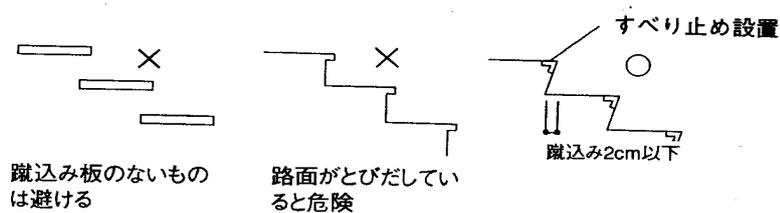
階段の整備例(図1)



階段の形式



蹴上げ、路面の形状(つまづきにくい構造例)



### 昇降機（エレベーター）

#### 〈整備の基本的な考え方〉

エレベーターは、高齢者や障がい者などすべての人にとって最も有効な上下移動手段であるため、2階以上で、多数の者が利用する建築物においては、可能な限りエレベーターを設置する。かご及び乗降ロビーの構造は、車いす使用者や視覚障がい者が円滑に利用できるように配慮する。

#### ①床面積

- かごの床面積は、1.83 m<sup>2</sup>（11人乗り）以上とする。
- かごの床面積は、2.09 m<sup>2</sup>（13人乗り）以上とすることが望ましい。

#### ②大きさ

- かごの内法寸法は、幅140cm、奥行き135cm以上とする。

#### ③平面形状

- かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。
- 車いす使用者が、かごの中で転回しなくても出入口の状況を確認できるようステンレス板か安全鏡（鏡下端高さ50cm程度）を設置する。

#### ④位置表示

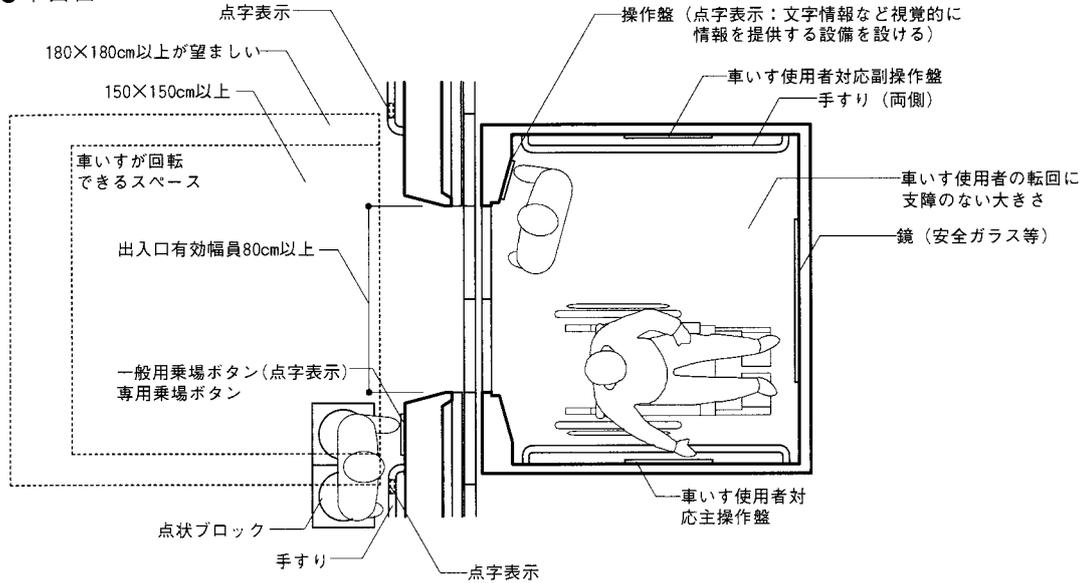
- かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。
- かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。

#### ⑤出入口

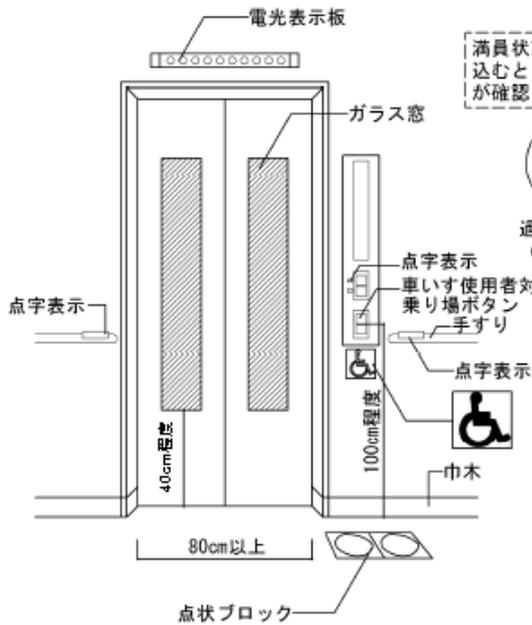
- かご及び昇降機の出入口の幅は、内法80cm以上とする。（車いす使用者の利便性を考慮すると90cm以上が望ましい。）
- かご内への出入口ドアには、床上40cm程度まであるガラス窓を設け、中の確認ができる事が望ましい。
- かごの床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、すきまは車いすキャスターが落ちないように3cm程度以下とすることが望ましい。

●エレベーターの設計標準

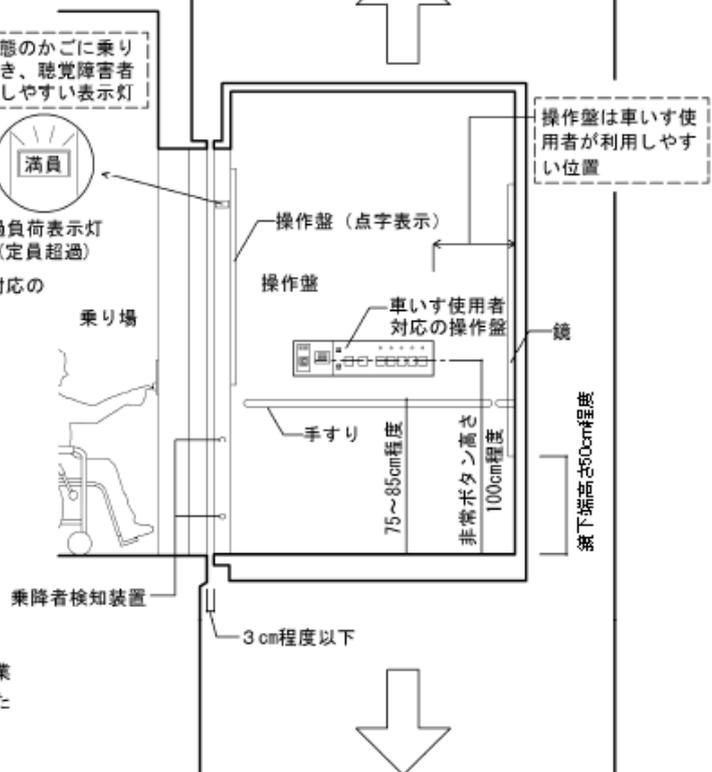
●平面図



●エレベーター出入口(乗り場)



●かご内の断面図



※過負荷表示灯については、社団法人日本産業機械工業会技術委員会による「ユニバーサルデザインを活かしたエレベーターの研究報告」を参考とした。

## 2. 公共的建築物

### ⑥かご及びロビーの操作盤

#### ボタン

- 操作盤のボタンは、押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。
- 階数ボタンが2列になる場合は、千鳥配列とする。
- 音と光で視覚障がい者や聴覚障がい者にもボタンを押したことが分かるものが望ましい。
- かご内に設ける操作盤は、点字が読めない人もボタンが識別できるよう階の数字等を浮き出させること等により視覚障がい者に分かりやすいものとするのが望ましい。
- ボタンの文字は、周囲との明度の差が大きいこと等により弱視者の操作性に配慮したものであることが望ましい。

#### その他

- かご内及び乗降ロビーには、車いす利用者が利用しやすい位置に操作盤を設ける。(設置位置は、高さ100cm程度が望ましい。)
- 一般操作盤、インターホン等にはボタンそのものに、また、誤って押してしまうおそれがある場合はそのすぐ近くに点字表示を行う。
- 操作盤は、シンボルマーク、インターホンを設置し、戸の開放時間が通常より長くなる機能を持たせることが望ましい。
- 車いす利用者対応の乗り場ボタンの付近など、車いす使用者等の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示することが望ましい。

### ⑦乗降ロビー

- 乗降ロビーは、水平とし、その幅及び奥行きは、車いすの回転を考慮して、それぞれ内法を150cm以上とする。
- 乗降ロビーの幅及び奥行きは、電動車いすの回転を考慮して、それぞれ内法を180cm以上とすることが望ましい。

### ⑧案内表示

- エレベーター入口まで分かりやすく誘導するため、案内表示を設置する。

### ⑨音声誘導

- 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降機の出入口の戸が開いた時に、かごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合にはこの限りでない。

### ⑩緊急時への対応

- 聴覚障がい者も含めた緊急時への対応に配慮し、以下のような設備を設けることが望ましい。
  - イ. かご内を確認できるカメラ
  - ロ. 故障したことが自動的に音声及び文字で表示される装置
  - ハ. 管理者等への連絡ケース、管理者の対応状況をかご内の利用者に音声及び文字で知らせる装置
- 二. 管理運転により停止した旨を音声及び文字で知らせる装置 (管制運転機能を有するエレベーターの場合)

⑪その他

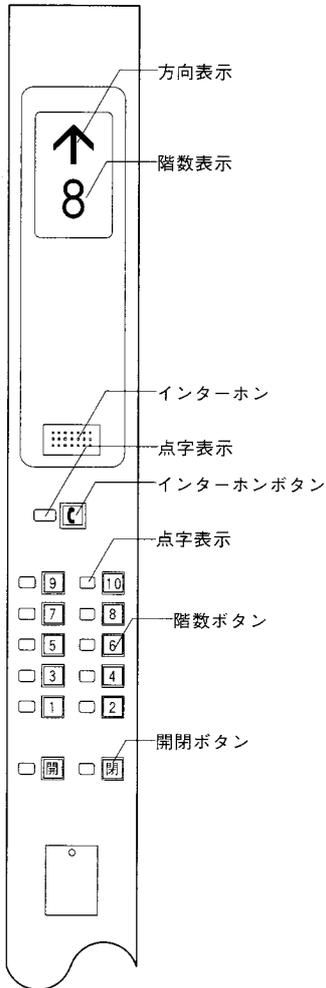
●かご内には、床から75～85 cm程度の高さに左右奥の三面に連続して握りやすい手すりを設ける。

○その他エレベーターに関する標準については、車いす兼用エレベーターに関する標準（JEAS-C506A）、視覚障がい者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-515D）（共に、（社）日本エレベーター協会制定）によることが望ましい。

## 2. 公共的建築物

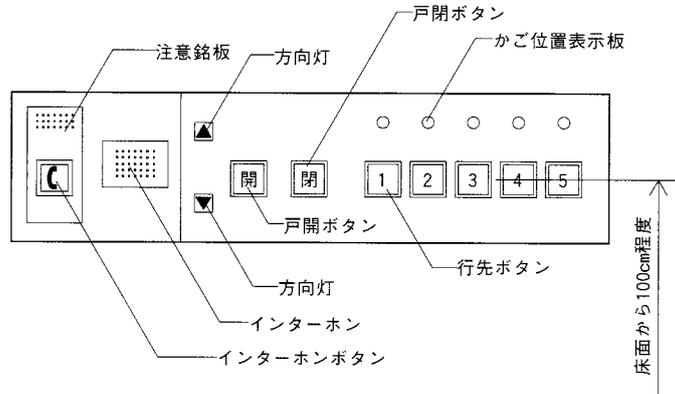
### ●エレベーター 操作盤仕様（例）

#### ●縦型操作盤

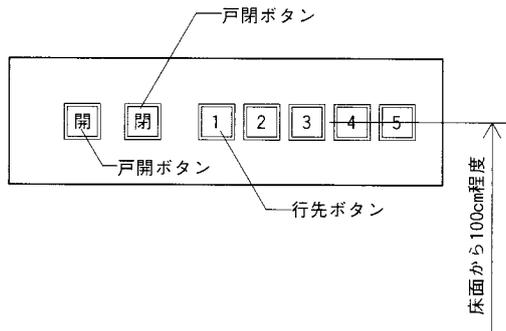


#### ●車いす使用者対応主操作盤

(背面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)

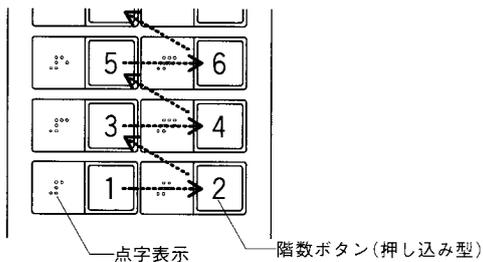


#### ●車いす使用者対応副操作盤



#### ●階数ボタン

- ・階数ボタンは浮彫階数表示が望ましい
- ・階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい



## 昇降機（エスカレーター）

### 〈整備の基本的な考え方〉

エスカレーターは、高齢者や杖使用者などには、有効な上下移動手段なので、建物の用途、利用状況に応じて設置する。しかし、転倒時には、大きな事故となる可能性もあるため、安全に利用できるように配慮する。

エレベーターが設置困難な場合、または車いす使用者の動線確保の点からエスカレーターを使用せざるをえない場合、車いす対応エスカレーターを設置する。

#### ①方向

- 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設置することが望ましい。
- 車いす対応エスカレーターの場合、上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設置する。

#### ②踏段（ステップ）の有効幅員

- 踏段の有効幅員は、以下のものとする。
  - イ. S600 形      60 cm程度
  - ロ. S1000 形    100 cm程度（100 cmは、高齢者・障がい者等が介助員等と並んで乗り込める幅）

#### ③手すり

- 移動手すりの折り返し端は、乗り口では階段手前くし部分から 70 cm、降り口では階段後方くし部分から 70 cm程度の延長を設けることが望ましい。
- 乗降口誘導固定手すりは、長さ 100 cm以上とすることが望ましい。
- 移動手すりの先には、100cm 以上の固定手すりを設けることが望ましい。
- 固定手すりには、点字又は記号により案内表示を取り付けるか、音声による案内をするのが望ましい。（現在位置・上り下りの案内）

#### ④踏段（ステップ）

- ステップの水平部分は、3 枚分又は定常段差に達するまでに 5 枚分とすることが望ましい。
- 車いす対応エスカレーターの場合、ステップの水平部分は、3 枚以上とする。
- 車いす対応エスカレーターの場合、ステップの面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとするのできる構造のものとする。
- 車いす対応エスカレーターの場合、車止めを設け、車いすが乗り越えないような形状とする。

#### ⑤くし板

- くし板はできるだけ薄くし、ステップ部分とはっきりと区別がつくように、色による縁取りをする。
- くし板は、滑りにくい仕上げとする。

#### ⑥速度

- 時速は、30m/分以下とすることが望ましい。

#### ⑦重量

- 車いす対応エスカレーターの場合、電動車いすの重量に対応したもの（最大積載過重 20 kg以上のもの）を設置する。

## 2. 公共的建築物

---

### ⑧表示

- 上り又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面等において、進入の可否を示す。
- 大規模建築物（複合的商業施設、百貨店等）では、エスカレーターの出入口付近に乗降を誘導する音声案内を設けることが望ましい。
- エスカレーターの始末端部の点検用ふたに接する程度の位置に視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を設置することが望ましい。
- 視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）等をエスカレーター乗り口、降り口部のランディングプレートから30 cm程度離し、固定手すりの内側に敷設することが望ましい。

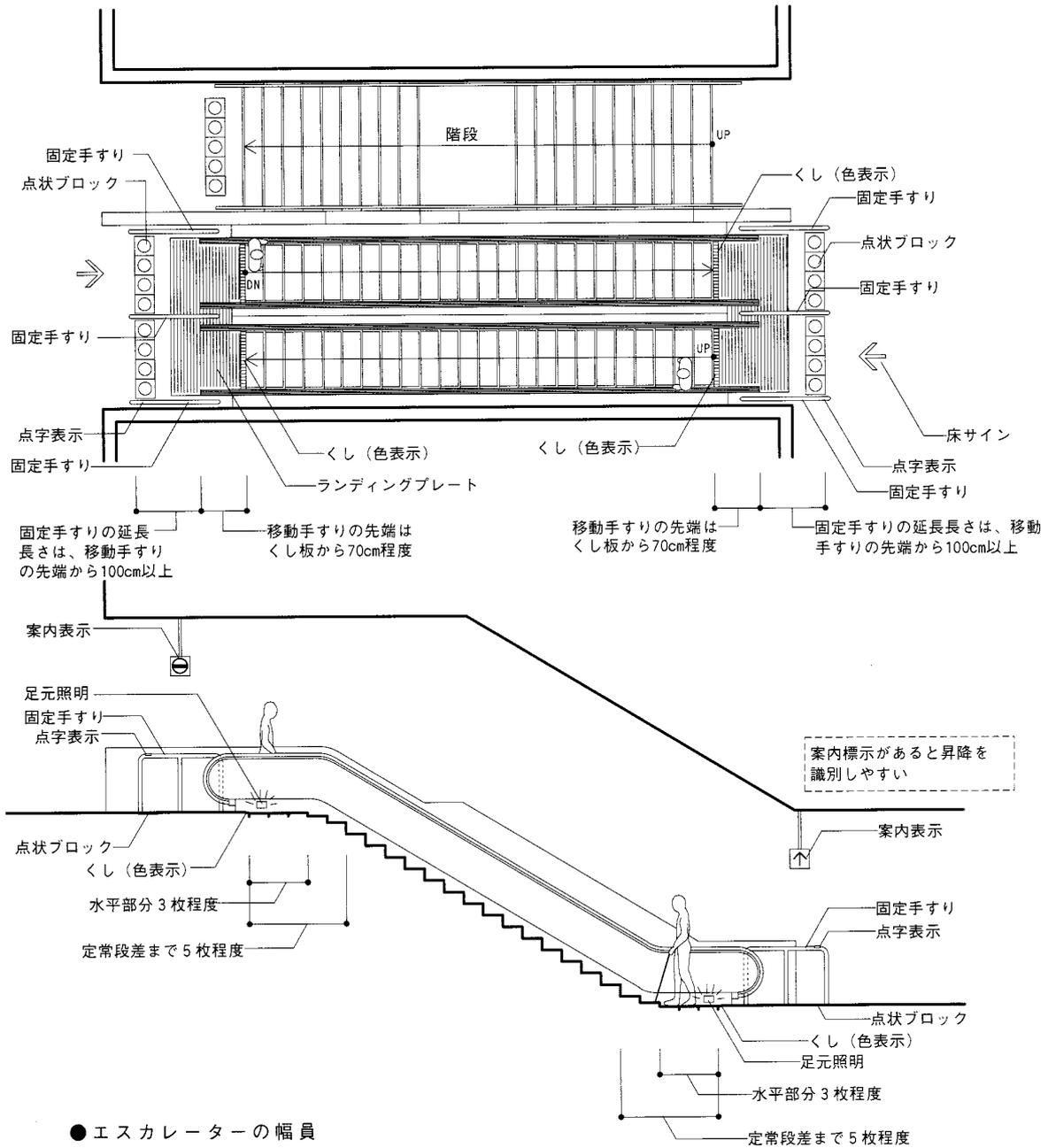
### ⑨照明

- 足元に影ができないように足元灯などを設けることが望ましい。

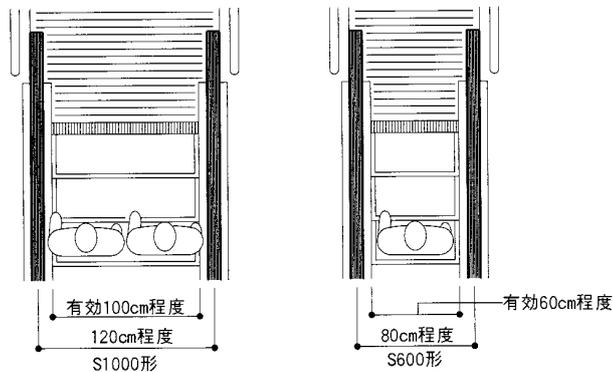
### ⑩その他

- 車いす使用者のエスカレーターの場合、使用にあたっては、介護者等のサポートが必要となるため、係員の呼び出しボタン及び車いすでの利用可能等の案内表示を見やすい位置に設置する。
- 車いす使用者のエスカレーターの場合、車いすを載せて稼働している際に緊急時に操作しやすい停止装置を設置する。

● エスカレーターの設計標準



● エスカレーターの幅員



### 多機能トイレ

#### 〈整備の基本的な考え方〉

高齢者・身体障がい者・子ども連れの人が外出した際に困るのは、利用できるトイレが少ないことである。

近年、多様な機能を含む多機能便房が数多く設置されてきており、利用者のニーズに応じたスペースや設備を効率的・効果的に確保するとともに、近年多機能便房への利用者が集中している等の傾向も踏まえ、多機能便房における機能分散を促し、車いす利用者の利用上の不便さの軽減にも配慮し、下記のとおり、個別の機能を分散して配置するよう配慮する。

簡易型機能を備えた便房のみでトイレのバリアフリー対応を行うことは、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合を除き望ましくない。

多機能便房：車いす使用者用便房を基本とし、他の機能（オストメイト機能付き便房、乳児おむつ交換シートなど）が備えられた便房

#### ① 配置

● 高齢者、障がい者等が使いやすい位置に配置する。

○ 多機能便房を設ける場合は、多機能便房以外の便所と一体的もしくはその出入口の近くに設けることが望ましい。

#### ② 設置数

● 下記「車いす使用者用便房」の「ヘ. 設置数」と同様とする。

#### ③ 便房の広さ

● 下記「車いす使用者用便房」の「イ. 便房の広さ」と同様とする。

○ 車いすが360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できる空間を確保することが望ましい。

#### ④ 設備・備品等

➢ 下記「各専用便房に共通する設計基準」、「車いす使用者用便房」、「大型ベッド付き便房」を参照すること

#### ⑤ 表示

➢ 下記「各専用便房に共通する設計基準」の「ロ. 表示」を参照すること

#### 各専用便房に共通する設計基準

◇ 各専用便房（車いす使用者便房・オストメイト機能付き便房等）の設計は、以下のとおりとする。

##### イ. 位置

○ 専用便房は、利用者が位置を把握しやすいように、他の便所と一体的もしくはその出入口の近くに設けることが望ましい。

##### ロ. 表示

○ 高齢者・障がい者等を誘導するために、建物内の案内板に個別機能を備えた便房を設けた便房の位置を表示することが望ましい。

● 便房の場所、男女の別、機能を大きく、わかりやすく表示し、必要に応じて音声による誘導を行う。

● 便房の戸には、個別機能を備えた便房の設備内容をわかりやすく表示する。

##### ハ. 仕様

● 戸の取っ手は操作のしやすいものとする。

● 床面は滑りにくい仕上げとし、転倒しても危険防止のため適度な弾性のあるものとする。

- 設備は操作しやすいものとするとともに、分かりやすさにも配慮する。
- 便所および便房へ入るための通路、出入口は、段その他の障害物を設けない。
- 便房の戸は、48 ページ車いす使用者便房「ハ、扉」を参照する。
- 座面高さは、蓋のない状態で40～45cm程度とする。

## 二. 施錠

- 自動式の場合、施錠操作のしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- 視覚障がい者に配慮し、施錠の開錠を示す形状、色彩に配慮する。
- 手動式引き戸の場合、取っ手は握りやすさを考慮することが望ましい。また、施錠は操作しやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- 車いす使用者が、錠へ接近しやすいよう配慮する。
- 施錠・解錠されたことを示す色は、一般的には赤と緑に色分けされているが、色覚障がい者に配慮して赤と青とすることが望ましい。(一般便房にも同様である。)

## ホ. 手すり

- 便器の両側に、水平、垂直に堅固に取り付け、握りやすいものとする。
- 水平手すりは、便器の座面から20～25 cm程度の高さに取り付ける等の配慮をする。
- 垂直手すりは壁に固定する。やむを得ず床に固定する場合は、固定下部が車いすの移動の邪魔にならないようにする。
- 手すりの設置位置に対し、便器洗浄ボタン、呼び出しボタン、ペーパーホルダー等が使用しやすいように配慮する。

## ヘ. ペーパーホルダー

- 便座および車いすに腰掛けたまま利用できる位置に設け、できるだけ両側に設置するようにする。
- 便器の横側面にペーパーホルダーを設ける場合は、JIS規格(JIS S0026)に基づく配置とすることが望ましい。
- ペーパーホルダーは、片手で紙を切れるものが望ましい。

## ト. 便器洗浄ボタン

- 便座に座ったまま操作しやすいものとする。
- 視覚障がい者に対しては、押しボタン式もしくは靴べら式の洗浄レバー等触知しやすく誤作動しにくいものとする。
- 便器の横側面に便器洗浄ボタンを設ける場合は、JIS規格(JIS S0026)に基づく配置とすることが望ましい。

## チ. 呼び出しボタン

- 便座および車いすに座った状態から、手の届く位置に設けることが望ましい。また、床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置に設けることが望ましい。
- 便房内には確認ランプ付呼び出し装置、出入口の廊下等には非常呼び出し表示ランプ、事務所には警報盤を設けることが望ましい。
- 便器の横壁面に呼び出しボタンを設ける場合は、JIS規格(JIS S0026)に基づく配置とすることが望ましい。

## リ. 便房内の手洗器

- 水栓金具はレバー式、光感知式等簡単に操作できるものとする。  
(便座から手の届く位置に手洗器を設置することも有効である。)

## ヌ. その他

- 便座は、温水洗浄便座(温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座)とし、暖房設備を設けることが望ましい。

## 2. 公共的建築物

### 車いす使用者用便房

◇車いす使用者用便房の設計は、共通する設計基準に加えて以下のとおりとする。

#### イ. 便房の広さ

- 便器の正面及び側面に移乗のためのスペースを設ける。
- 便房全体の標準的寸法は以下のとおりとすることが望ましい。
  - ① 200 cm×200 cm程度：標準的な寸法（設備によって、必要な広さは変わるので留意する。）
  - ② 160～200 cm×200 cm程度：改築等により建築計画上制約がある場合

#### ロ. 出入口・通路

- 便所および便房の出入口および通路は段差をなくし、車いす使用者の通行が可能な幅員を確保する。
- 車いす使用者が利用しやすいように、袖壁を設けることが望ましい。

#### ハ. 扉

- 扉に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる引き戸とする。（可能ならば自動式引き戸とする。）

#### ニ. 洗面器

- 水栓金具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。
- 洗面器は壁に堅固に取り付ける。
- 車いす使用者が利用できるように洗面器下部に車いすで膝が入るスペースを確保する。
- 吐水口の位置は、手前縁から30～33 cm程度に設けることが望ましい。

#### ホ. 鏡

- 洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100 cm以上の高さで設置することが望ましい。

#### ヘ. 設置数

- 少なくとも1以上の車いす使用者用便房（男女の別があるときはそれぞれ1以上）を設ける。
- 当該階に設けられる便房の総数が200以下の場合にあっては、その総数の2%以上、200を超える場合にあっては、その総数の1%に2を加えた数以上の車いす使用者用便房を設けることが望ましい。

#### ト. 便房の出入口の有効幅員

- 原則として80 cm以上とする。（90 cm以上が望ましい。）
- 出入口前には、車いすが転回できる空間（150 cm角）を設けることが望ましい。

#### チ. 配置

- 介助者に配慮し、1以上の車いす使用者用便房は、男女の一般用便所に近接する位置に設けることが望ましい。

### オストメイト機能付き便房

#### イ. 汚物流し等

- オストメイトの利用に配慮してパウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、ペーパーホルダーを設置する。
- 洗浄のため温水が出るようにする。

#### ロ. 手荷物棚

- 便房内に手荷物棚を設ける。
- 車いす使用者の利用に配慮した高さとする。

#### ハ. 汚物入れ

- 一般の汚物入れより大きくし、便座および車いすに座った状態から、手の届く範囲に設ける。

## 二. 鏡

- オストメイトのための鏡は、全身を映すことができるものが望ましい。
- 平面鏡とし、その下端は床高 90cm 程度とすることが望ましい。(傾斜鏡の設置はしない。)

## ホ. 設置数

- 少なくとも 1 以上のオストメイト用設備を有する便房（男女の別があるときはそれぞれ 1 以上）を設けることが望ましい。

## へ. その他の設備

- その他の設備として、以下のものを設けることが望ましい。  
① 水栓 ② 洗浄ボタン ③ トイレットペーパー ④ 石鹸 ⑤ 多機能フック ⑥ タオル（ペーパータオル、ハンドドライヤー） ⑦ 着替え用のマットや台 ⑧ 衣服を置く台 ⑨ 手すり（着替え時の姿勢保持のため）

### 大型ベッド付き便房

- 建物内に複数の車いす使用者用便房や多機能便房を設置する場合には、そのうち 1 以上は大型ベッド付き便房とすることが望ましい。
- 介助によって、着替え、おむつ交換、排泄などを行う際に使用されるユニバーサルベッド（大型ベッド）を設置する際には、介助者の動きを考慮し、十分なスペースをとるようにすることが望ましい。

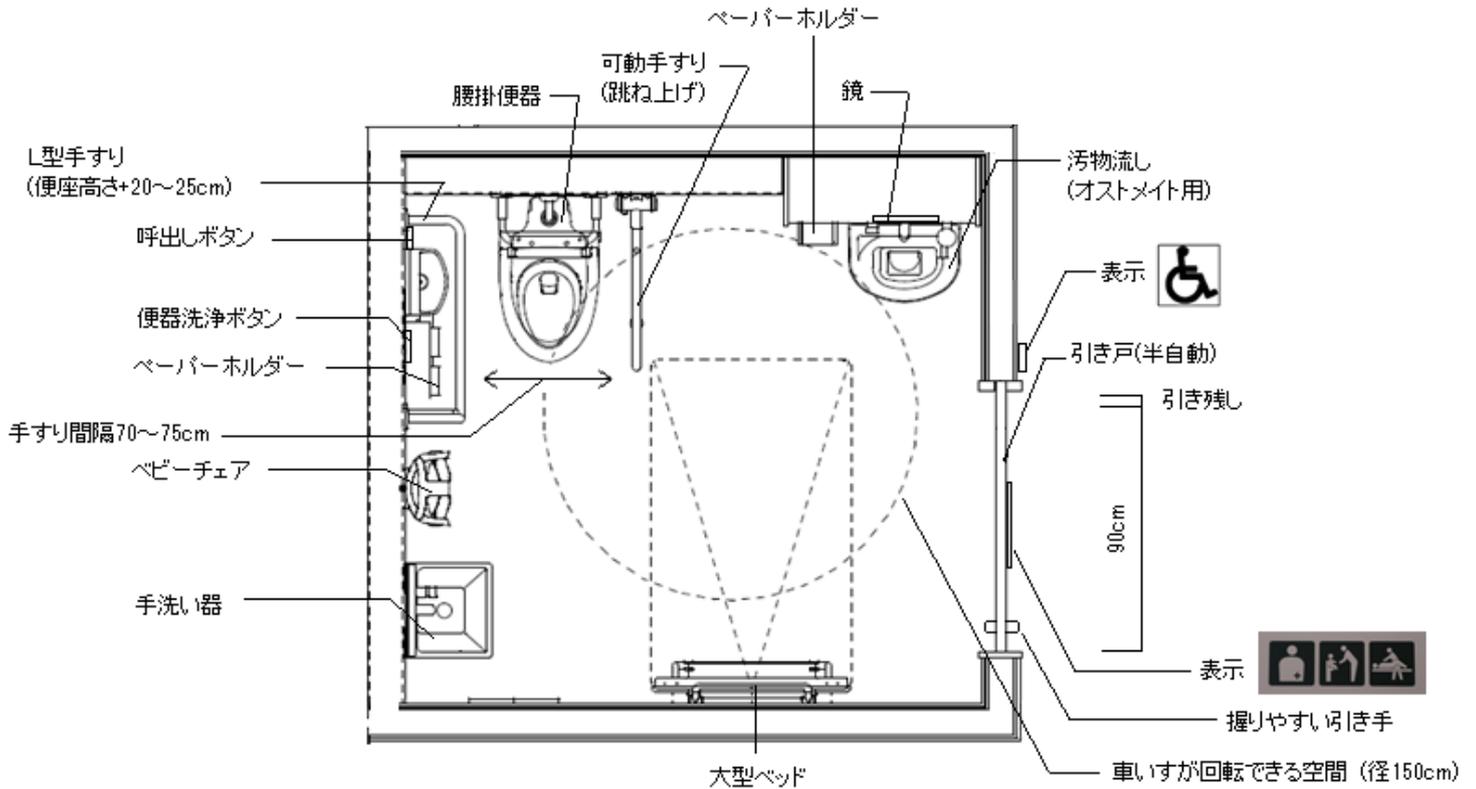
### 乳幼児連れの利用者に配慮した設備を有する便房

- 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便所では、ベビーカーと共に入ることの可能なゆとりある広さを有する便房又は乳幼児用いす等の乳幼児を座らせることのできる設備を設けた便房を、少なくとも 1 以上（男女の別があるときはそれぞれ 1 以上）設けることが望ましい。
- 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便所または便房には、乳幼児用ベッドや乳幼児のおむつ替えができる設備を、少なくとも 1 以上（男女の別がある時はそれぞれ 1 以上）設けることが望ましい。

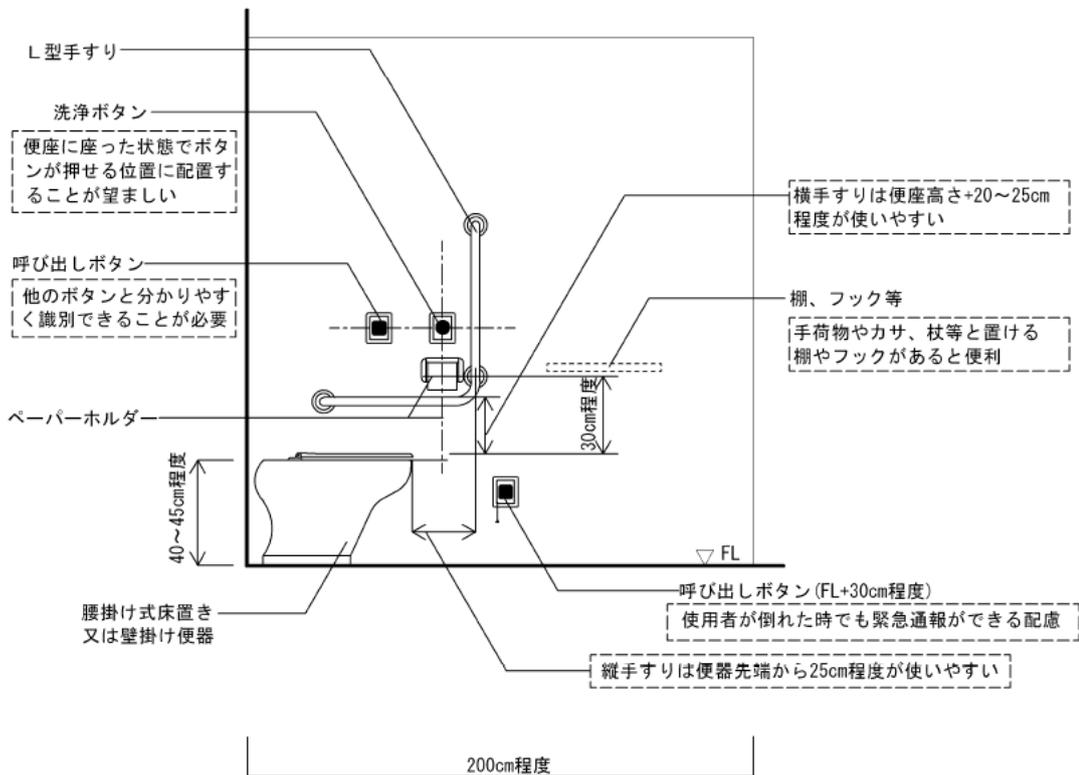
## 2. 公共的建築物

### ●多機能トイレ配置例

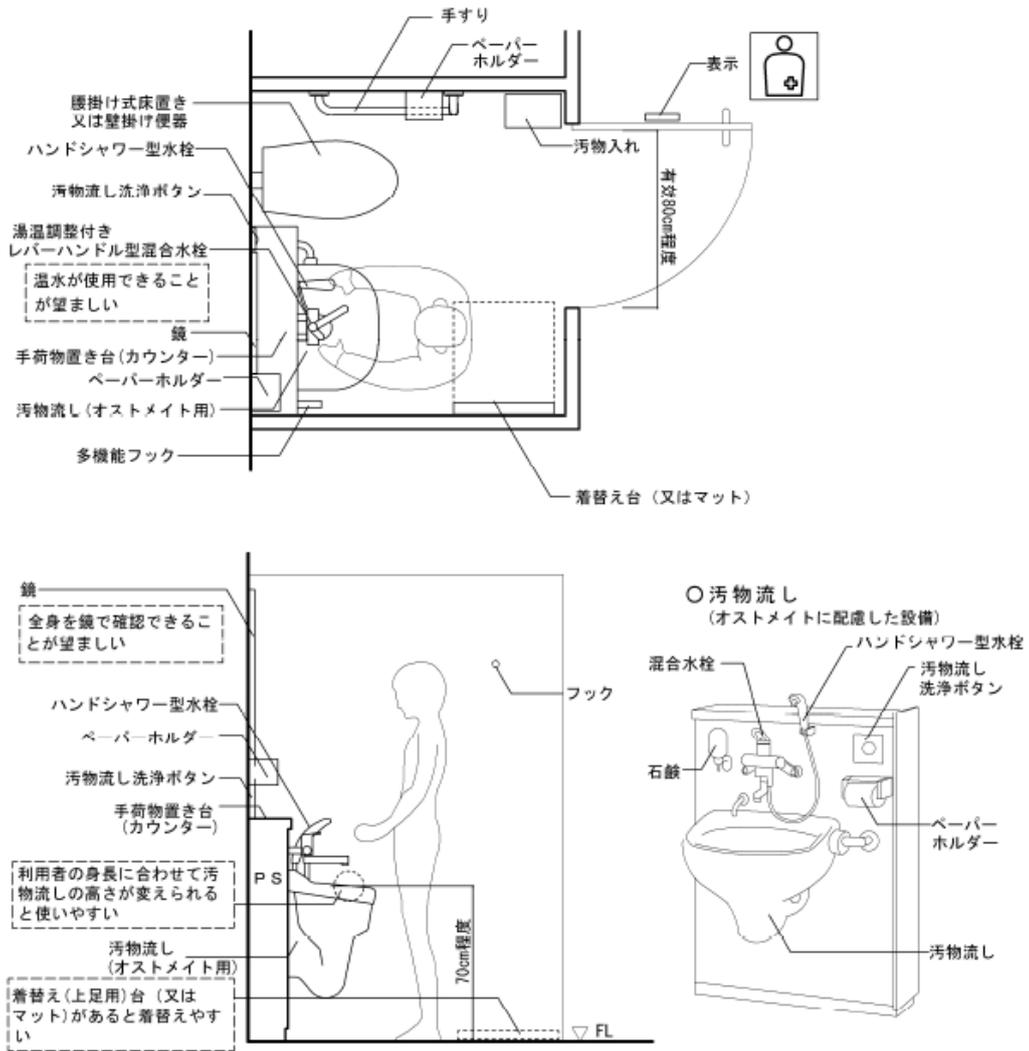
(多治見市役所駅北庁舎2階)



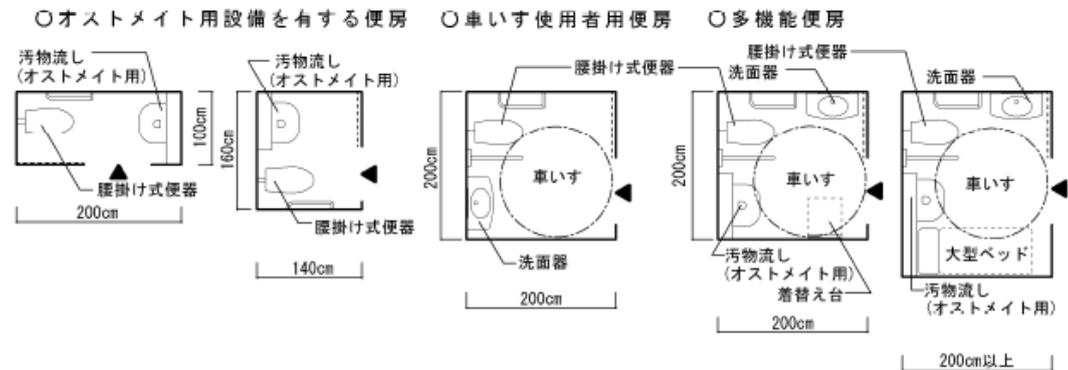
### ●側面壁の操作系設備の配置例



● オストメイト用設備を有する便房



● 個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例



オストメイトに配慮したトイレの設備

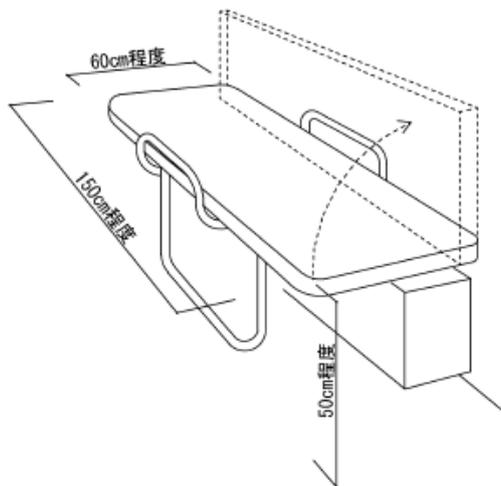
オストメイトとは、大腸がん、膀胱がんなどの治療のため、人工肛門、人工膀胱等のように、手術で人工的に腹部に「排泄口」(ストーマ)をつくらせた人のことを言います。

ストーマをつくらせると、便秘や尿意を感じたり、我慢したりすることができないため、便や尿を管理するために排泄物を受けとめるための袋(パウチ)をストーマの上に貼っています。通常はパウチにたまった排泄物を便器に捨てて処理をしますが、時に便が漏れたりパウチが外れ、着替えが必要になることもあるため、パウチや下着等の汚れを洗い流すための水洗装置や汚物流しがあると安心です。

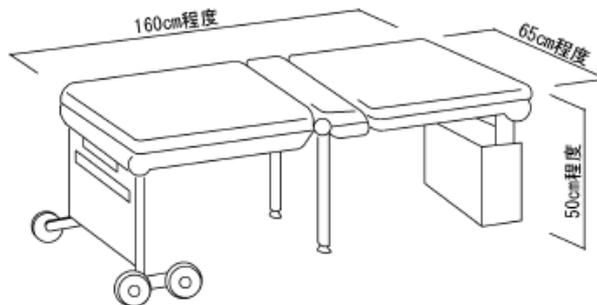
## 2. 公共の建築物

### ● 大型ベッド

○ 大型ベッド1  
(幼児～大人まで：折畳み収納型)

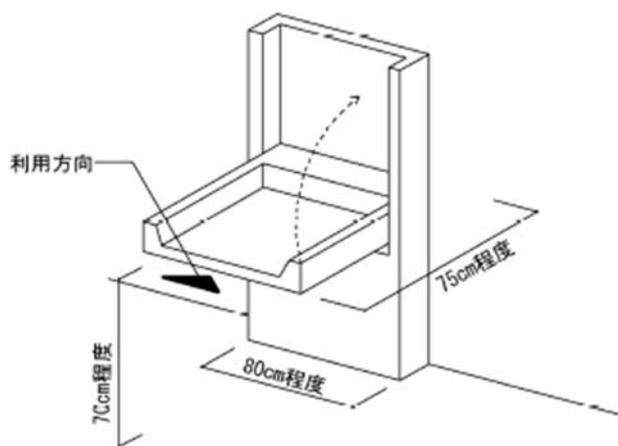


○ 大型ベッド2  
(幼児～大人まで：折畳み収納型)

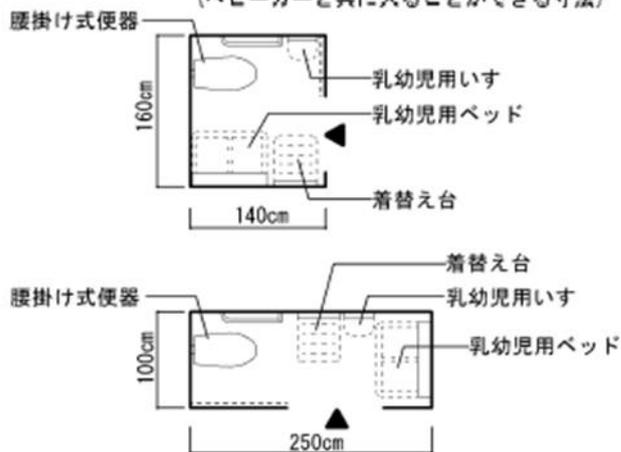


### ● 乳児用ベッド

○ 壁・床取付乳幼児用ベッド  
(生後1ヶ月～2歳半程度)



○ 乳幼児連れに配慮した便所の寸法例  
(ベビーカーと共に入ることができる寸法)



## 一般用トイレ

### 〈整備の基本的な考え方〉

高齢者や障がい者などの利用のため、便器、手すり、表示などに十分配慮する。

#### ①設置及び設置数

- 不特定かつ多数の者が利用する公共的施設にトイレを設ける場合は、玄関のある階のトイレのうち1以上を次の②～⑫に定める構造とする。ただし、38ページに定める構造のエレベーターが停止する不特定かつ多数の者が利用する階のトイレのうち1以上が次の②～⑬に定める構造である場合はこの限りでない。
- 不特定多数の者が利用する階のトイレを次の②～⑬に定める構造とすることが望ましい。
- 高齢者や障がい者などが利用しやすい手すり式洋式トイレを、男子用、女子用各1か所以上設置する。

#### ②出入口

- ブースの出入口及び当該ブースがあるトイレの出入口の有効幅は、80 cm以上とすることが望ましい。
- 廊下から男女別の出入口を設けた構造とすることが望ましい。

#### ③便器等への経路

- トイレの入口から、ブース・便器までの経路は、最短の経路とし、誰もが円滑に利用できるよう複雑な経路にならないように配慮することが望ましい。
- 車いすの転回スペース（150 cm角）を確保することが望ましい。

#### ④便器

- 大便器のうち少なくとも1か所には洋式便器を設置する。
- 小便器は、床置き式又は低リップ（リップ高35cm以下のものとする。）の壁掛け式を1以上設置する。

#### ⑤手すり

- 洋式便器には、高齢者や障がい者などが利用しやすいよう、少なくとも1か所には垂直、水平に手すりを設ける。
- 和式便器のうち少なくとも1か所には、前方の壁に垂直、水平に手すりを設けることが望ましい。
- 出入口に近い小便器には、両側及び前方胸の位置で寄りかかることのできるよう手すりを設ける。

#### ⑥床仕上げ

- 床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。
- 高齢者や障がい者などの通行の支障となる段差を設けない。
- 排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障がい者や肢体不自由者等にとって危険にならないように配慮することが望ましい。

#### ⑦表示

- 出入口付近に男女別、またブースの扉に種類別（和式、洋式）を弱視者に配慮して、近寄って見ることのできる位置にわかりやすく表示する。
- 出入口の床や壁の色を変えることなどにより、男女別の区別がわかりやすいよう配慮することが望ましい。
- トイレの付近には、トイレがあることを表示する標識を設けることが望ましい。
- トイレの出入口付近に、男女別及び構造を、視覚障がい者に示すための点字による案内板、音声案内その他の設備を設けることが望ましい。その場合、案内板から30cm程度離れた場所に視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を設置する。
- 触知案内板等は、床から中心までの高さを140 cmから150 cmとすることが望ましい。
- ブース使用中の表示は、施錠と連動させ、目につきやすい位置に設置する。

## 2. 公共的建築物

---

○ブースの戸の内側に、水の流し方や便器の向き、ペーパーホルダーの位置等が分かるよう、点字と文字で表示することが望ましい。

### ⑧扉

●手すり付洋式便器を設置したブースは、外開き戸とする。

### ⑨段差

●トイレの出入口やブースの出入口には、段差を設けない。やむを得ず設ける場合には、2cm以下とし面取りをする。

### ⑩非常呼び出しボタン

○手すり付洋式便器を設置したブースには、非常呼び出しボタンを設置することが望ましい。(47 ページ「各専用便房に共通する設計基準 チ. 呼出しボタン」を参照)

### ⑪乳幼児用設備

○乳幼児同伴の利用者が多いと想定される施設は、男子用トイレ、女子用トイレそれぞれに乳児用ベッド、1以上の便房内にベビーチェアを設置することが望ましい。

○当該便房の扉には、ベビーチェアが設置されている旨の表示を行う。

### ⑫その他

○女子用トイレ内にも、小児用小便器を設置することが望ましい。

○ブース内や小便器の上部や横などに、手荷物を置く棚を設けることが望ましい。

○荷物をかけることのできるフックを設置することが望ましい。このフックは、立位者の顔面に危険のない形状、位置とする。

○施設の用途や予測される利用状況などを考慮し、女子用ブースの配置数を増加させるなど必要な配慮を行うことが望ましい。

### ⑬緊急時

○緊急時における聴覚障がい者の安全確保の観点から、視覚的な警報装置（フラッシュライト等）を設置することが望ましい。



## 洗面所

### 〈整備の基本的な考え方〉

洗面所は、高齢者や身体障がい者などだけでなく、誰でも円滑に利用できるように整備する。

#### ①設置数

- 車いす使用者の利用に配慮したものと、杖使用者などの歩行困難者の利用に配慮したものを、それぞれ1ヶ所以上設ける。

#### ②洗面器

- 洗面器の形状は、車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床上65cm以上の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを80cm以下とするとともに、よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせるものとする。
- 車いすで洗面器下部に、ひざや足先が入るスペース（高さ65cm程度、奥行45cm程度）を確保する。
- 歩行困難者用には、左右に手すり（高さ75cm～85cm）を設けてよりかかるようにする。ただし、車いす使用者の使用に妨げにならないように手すりの間隔に注意する。

#### ③トラップ

- トラップは車いす使用者の足元が邪魔にならないように横引き（Pトラップ）とすることが望ましい。

#### ④鏡

- 車いす使用者に配慮して、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm以上の高さで設置することが望ましい。
- 傾斜鏡の設置はしない。

#### ⑤水栓器具

- レバー式、センサー式など操作が容易なものにすることが望ましい。
- 水が跳ねないものを使用する。

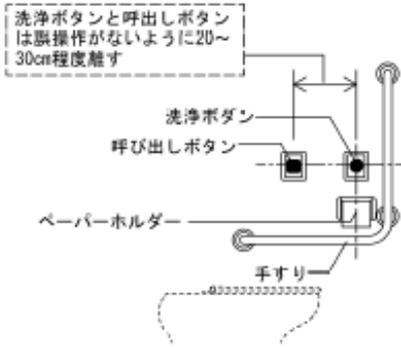
#### ⑥床面

- 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

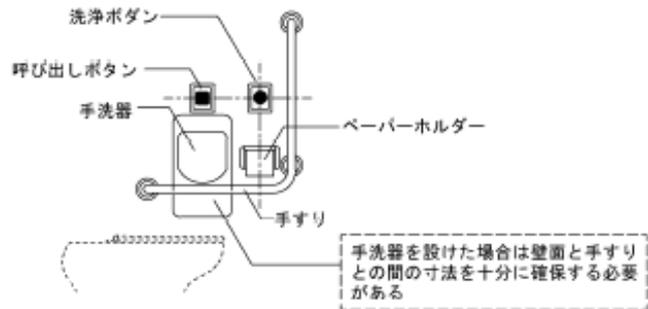
#### ⑦洗面用水

- 口に入れる可能性があるため、中水（飲み水に適さない水）を使用しないことが望ましい。

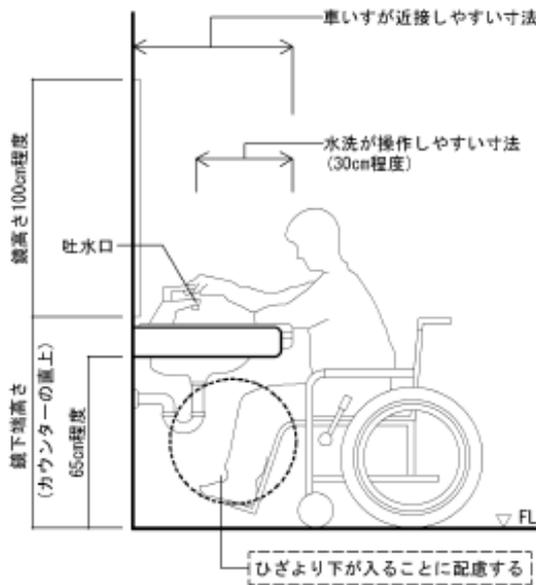
● 洗浄ボタン等の標準配置例  
(JIS S 0026による)



● 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例



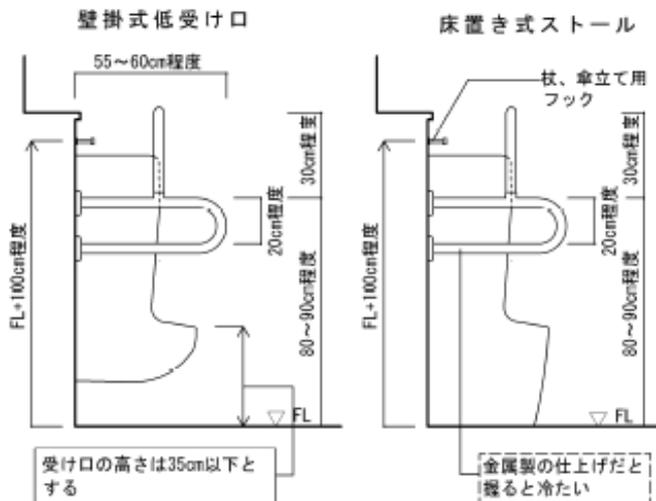
● 車いす使用者が利用しやすい洗面化粧台



● 便房設備の表示例



● 小便器



● 洗面器



### 駐車場及び自動車車庫

#### 〈整備の基本的な考え方〉

自動車は、高齢者や身体障がい者などにとって有効な移動手段であるため、どの建築物にも車いす使用者などが利用できる駐車場を整備する。

#### ①設置数

- 駐車場及び自動車車庫には、車いす使用者駐車スペースを、全駐車台数が200台以下の場合はその50分の1以上、200台を超える場合はその100分の1+2以上設ける。

#### ②位置

- 車いす使用者駐車スペースへ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設ける。
- 車いす使用者駐車スペースは、水平な場所に設ける。
- 大規模駐車場で、複数の方面に歩行者の出入口がある場合は、それぞれの出入口に分散して配置することが望ましい。
- 上・下肢障がい者や妊婦、けが人、乳幼児連れの人たちに対する通常の広さの駐車スペースを身障者用駐車場に近い位置に別途確保することが望ましい。
- リフト付きバス等の車いす使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保することが望ましい。(特に後部ドア側のスペースの確保が重要である。)

#### ③大きさ

- 車いす使用者駐車スペースの大きさは、奥行500cm×幅350cm以上とする。
- 奥行きについては、施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。

#### ④表示

- 駐車スペース端の見やすい位置に、国際シンボルマークの案内板を設置する。
- 駐車車両により隠れない箇所に設置することが望ましい。
- 駐車場入口から誘導表示についても考慮することが望ましい。
- 車両用スペース床面に国際シンボルマークを塗装表示し、乗降用スペース床面は、斜線で塗装表示(幅150cm以上)する。
- 妊婦・乳幼児連れの駐車場の整備を追加し、妊婦用マークの表示をすることが望ましい。

#### ⑤出入口からの通路

- 車いす使用者駐車スペースへ通ずる出入口から車いす使用者駐車施設に至る駐車場の通路は、61ページ「2. 公共的建築物 敷地内の通路」の敷地内の通路に定める構造とする。

⑥屋根（ひさし）

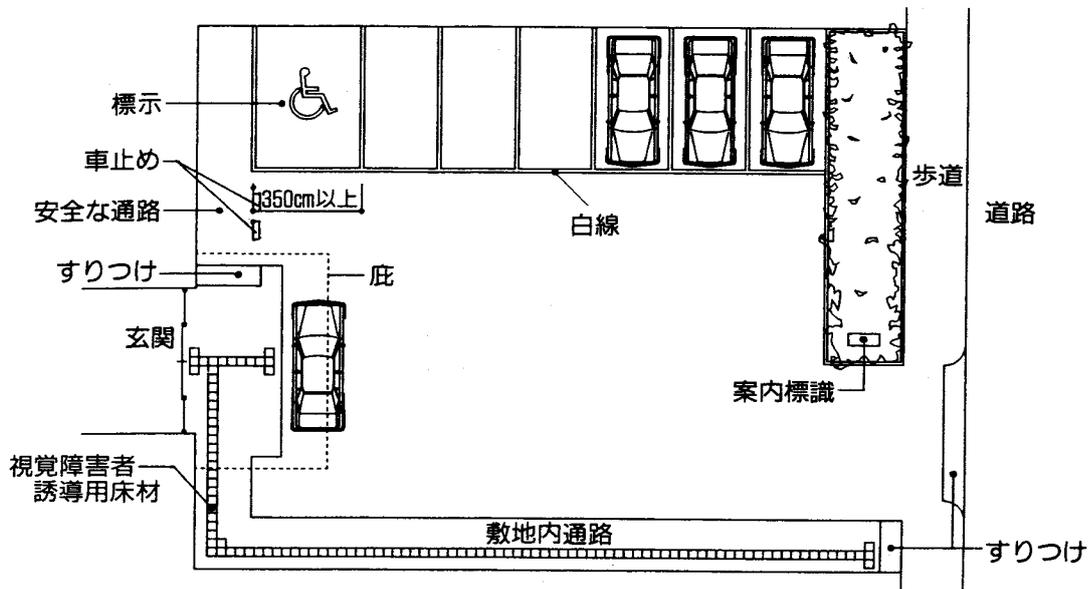
- 車いす利用者等の利用に配慮し、乗降に際して通路には、雨、雪に対処できる屋根（ひさし）の設置が望ましい。
- 車いすによる乗降等を想定しているスペースに屋根（ひさし）を設ける場合には、車いす用リフト付車両等に対応した天井の高さを確保することが望ましい。（一般的な車いす用リフト付き車両の高さは230cm程度）

⑦床仕上げ

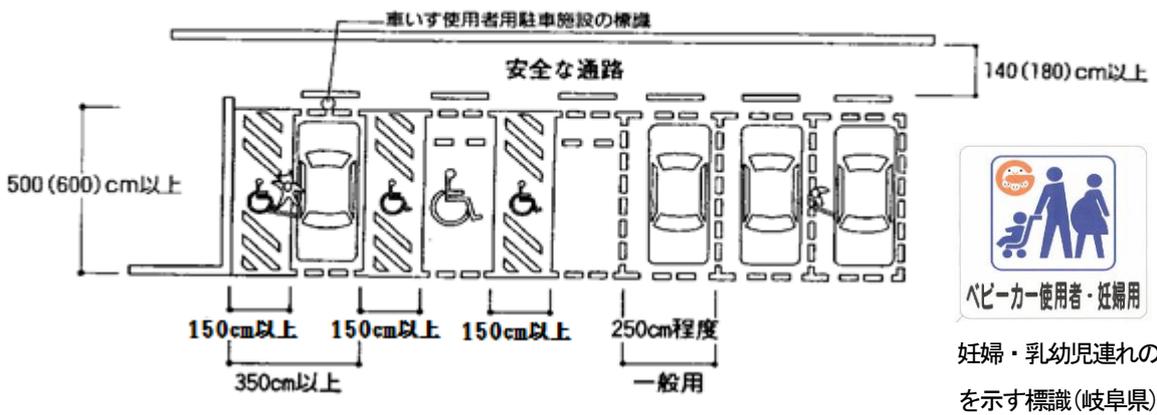
- 車いす使用者駐車スペースの床面は、滑りにくく平坦な仕上げとする。

2. 公共的建築物

車いす使用者用駐車施設配置例



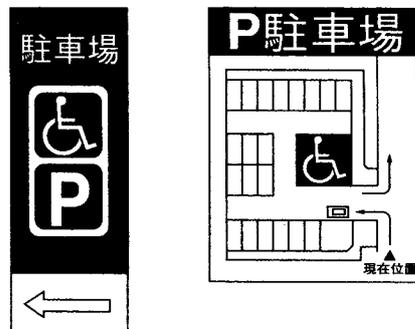
両側に乗降用スペースを設けた例



車いす使用者用駐車施設の標識の例



駐車場の案内標識の例



## 敷地内の通路

## 〈整備の基本的な考え方〉

道路などから建築物の出入口までを結ぶ敷地内通路は、高齢者や身体障がい者などすべての人が円滑に、安全に利用できるように配慮し、できる限り健常者と同じような経路で移動できるよう配慮した整備が必要です。

## ①設置基準

- 直接地上へ通ずる 26 ページ「2. 公共的建築物 出入口」に定める構造の出入口から当該公共施設の敷地に接する道等又は車いす使用者駐車施設に至る敷地内通路のうち、それぞれ 1 以上は次の②～⑦に定める構造とする。

## ②仕上げ

- 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

## ③幅員

- 通路の幅は、140 cm以上とする。
- 車いす使用者同士のすれ違いに配慮し、180 cm以上とすることが望ましい。

## ④高低差

- 高低差がある場合は、34 ページ「2. 公共的建築物 スロープ」に定める構造のスロープ及びその踊場、又は段差解消機を設ける。
- スロープは、その踊場及び当該スロープに接する敷地内の通路の色と明度差の大きい色とすることなどによりこれらと識別しやすいものとする。
- 段がある場合は、36 ページ「2. 公共的建築物 階段（踊場含む）」に定める構造の階段を設ける。

## ⑤排水溝等

- 排水溝はできる限り通路付近には設けない。やむを得ず設ける場合は、19 ページ「1. 共通となる基準 溝ぶた」に定める溝ぶたで覆う。
- 冬期には、除排雪、又は消融雪設備により安全な通行動線を確保することが望ましい。

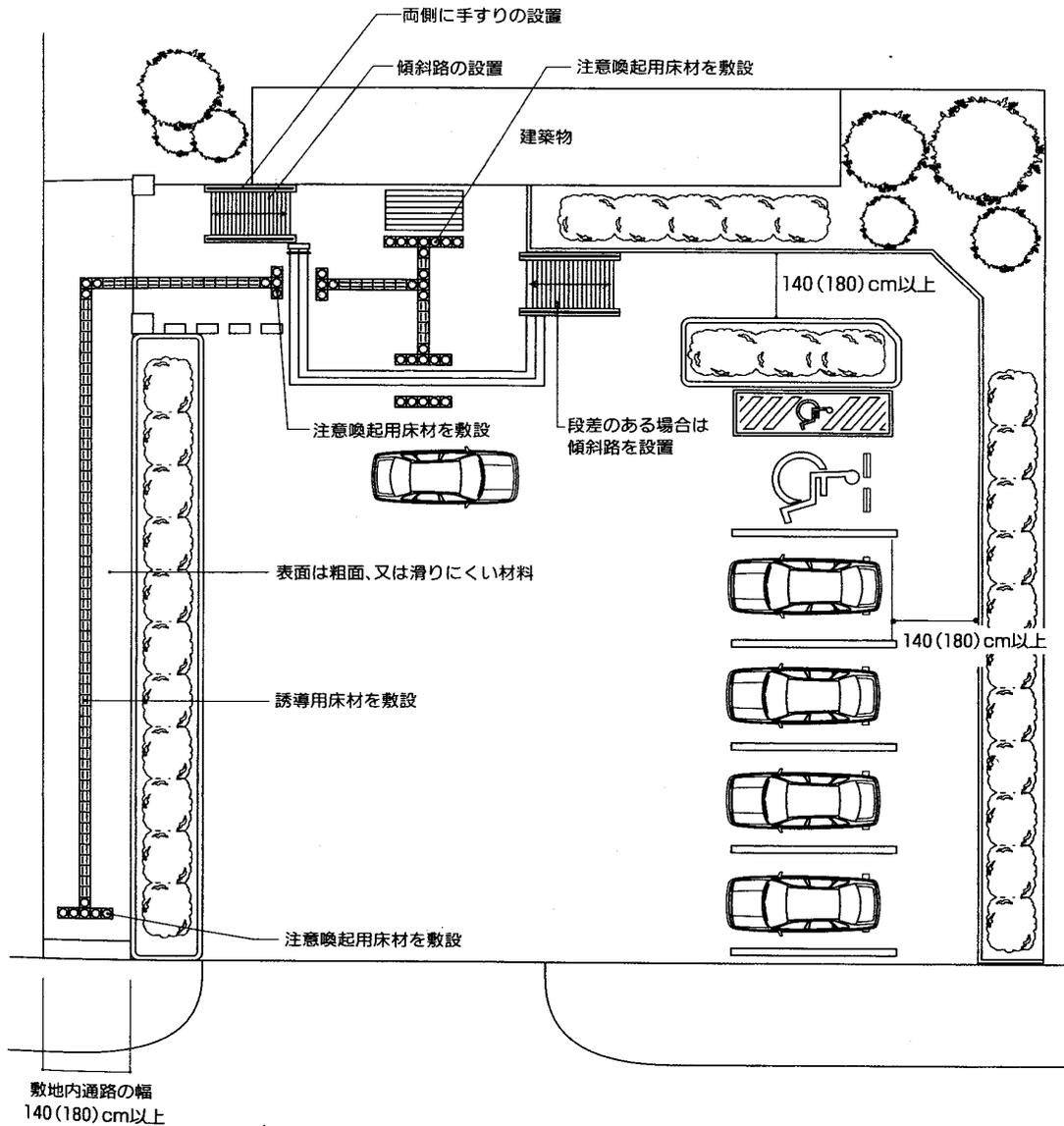
## ⑥誘導・注意喚起用床材

- 用途面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の公共的施設においては、12 ページ「1. 共通となる基準 視覚障害者誘導用ブロック・音響式信号機」に定める誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設ける。
- 車路に接する部分、車路を横断する部分並びにスロープ及び段の上端・下端に近接する敷地内の通路及び踊場部分は、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）で仕上げる。

## ⑦照明

- 誰にでも認知できる明るさを確保する。

敷地内の通路の整備例



## 客席（観覧席）

### 〈整備の基本的な考え方〉

劇場や集会施設には、出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に車いす使用者が利用できる客席スペースを確保する必要がある。また、聴覚障がい者用の設備を設けるように配慮する。

#### ①設置数

- 興行場及び集会施設には、固定式の客席の数が、100席以上400席以下のものにあつては2席に、400席を超える分は200席ごとに（200席に満たない席数がある時は、その席数は200席とする）1を加えた席数以上の（その席数が10を超える場合は10）次の②～⑤に定める車いす使用者区画を設ける。

#### ②大きさ

- 1区画の大きさは、内法を幅90cm×奥行150cm以上とする。
- 車いす使用者区画の後方に車いす使用者が円滑に出入り及び転回できるスペースを確保する。
- 車いす使用者用客席等のスペースの中または、できる限り近い位置に同伴者用座席を設けることが望ましい。

#### ③床

- 床は、水平とする。
- 床面については、滑りにくい材料で仕上げる。

#### ④座席

- 通路側の座席の肘掛は、高齢者・障がい者などが利用しやすいように跳ね上げ式水平可動式とすることが望ましい。
- 座席番号、行、列等は、分かりやすく読みやすいように大きさ、コントラスト、取り付け位置などに十分配慮する。
- 視覚障がい者に座席番号がわかるように、座席番号付近に点字表示することが望ましい。
- 床面については、滑りにくい材料で仕上げる。

#### ⑤通路

- 出入口から車いす使用者用区画に通ずる客席内の通路の幅は、内法を140cm以上とする。
- 出入口から車いす使用者用区画に通ずる客席内の通路の幅は、車いす使用者同士のすれ違いに配慮し、180cm以上とすることが望ましい。
- 床面については、滑りにくい材料で仕上げる。
- 通路に高低差が生じる場合には、34ページ「2. 公共的建築物 スロープ」に定めるスロープ及び踊場、又は段差解消機を設ける。

#### ⑥位置

- 災害時の避難を考慮し、出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に設ける。
- 1箇所だけでなく、複数箇所に観覧席があることが望ましい。

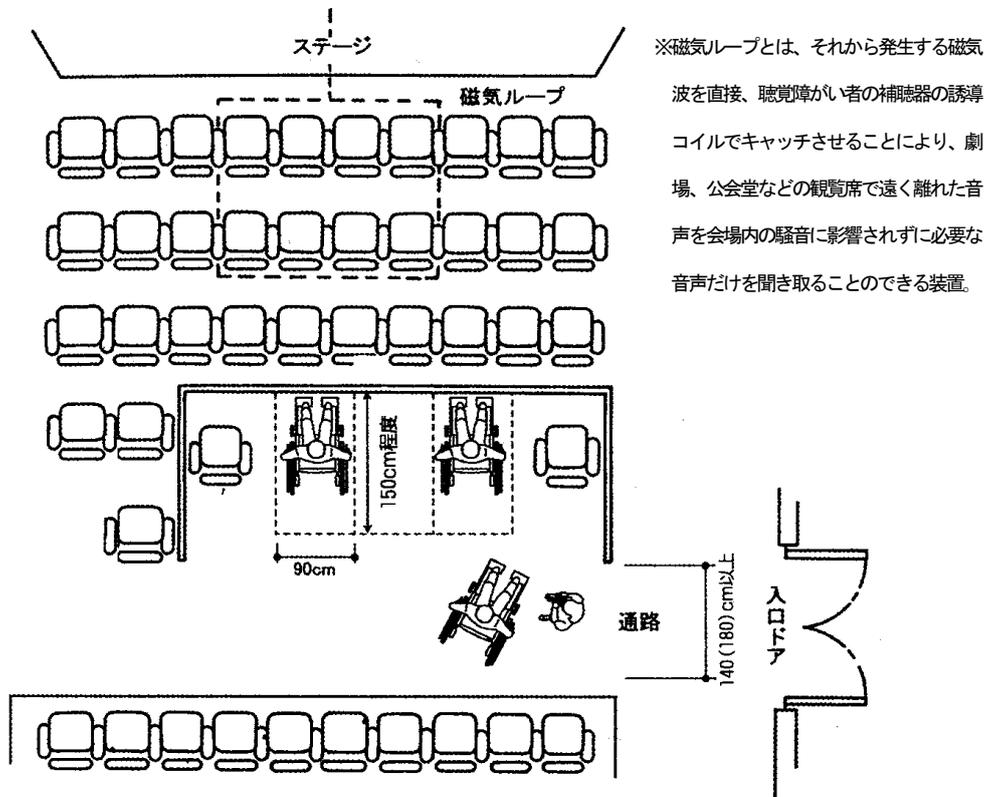
#### ⑦舞台

- 車いす使用者などが容易に舞台上がれるように、段のない通路の確保や、段がある場合は昇降機の設置等に配慮することが望ましい。

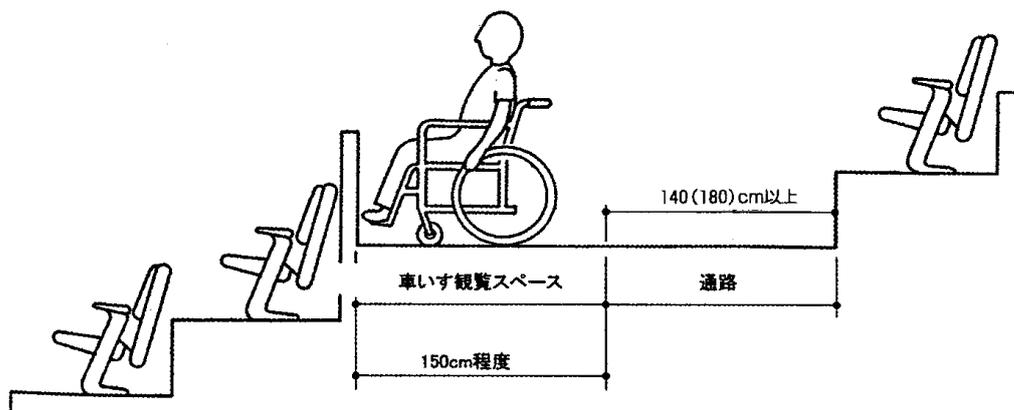
### ⑧その他

- 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所は、転落を防止するための設備を設ける。
- 劇場等においては、聴覚障がい者のために、施設の規模・用途に応じて、聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループ）、FM補聴装置、赤外線補聴装置や字幕・文字情報等を表示する装置などを設けることが望ましい。
- 視覚障害者用音声情報案内装置等を設置することが望ましい。
- 規模に応じて、要約筆記用スペース（4台分の作業台）の確保や、OHPなど聴覚情報機器の利用について配慮することが望ましい。
- 乳幼児を連れた人の利用も配慮し、親子観賞室の設置が望ましい。
- ホール内では、聴覚障がい者に緊急事態が発生したことを知らせるために、パトライト（回転灯）を設置することが望ましい。

## ●車いす使用者用観覧席の例(平面)



## ●車いす使用者用観覧席の例(側面)



### 案内標示

#### 〈整備の基本的な考え方〉

目的の場所へ、安全・迅速に到達できるよう、障がい者の特性に応じた案内板などの表示により、適切な情報提供を行うように適所に配慮する。

#### ① 標示内容

- 建築物の階数、各階各室の室名並びに案内表示等の設けられている階の各室、階段、エレベーター、エスカレーター、出入口及びトイレ等の位置（多目的便房が設けられている場合は、その旨）その建築物の利用に必要な情報を表示する。ただし、常時勤務する者により視覚障がい者に建築物全体の利用に関する情報提供が行える場合は、この限りでない。

#### ② 設置場所

- 建物の概要を示す案内板は、玄関付近で、車いす使用者にも見やすい位置・高さに設置する。
- 案内板には、視覚障がい者にも配慮し点字プレート、触知図なども併置することが望ましい。
- 案内板の設置については、周囲のスペースを確保する。
- 誘導用の案内板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設置することが望ましい。

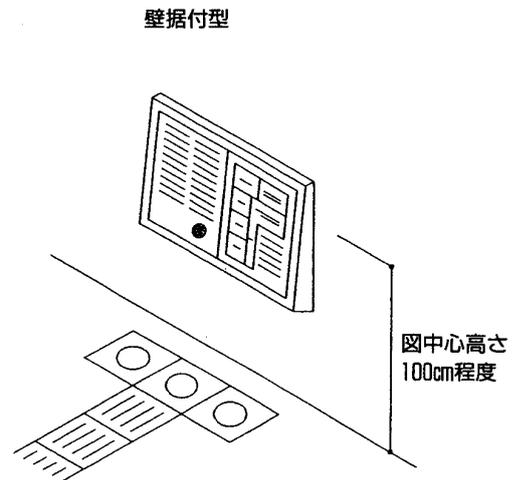
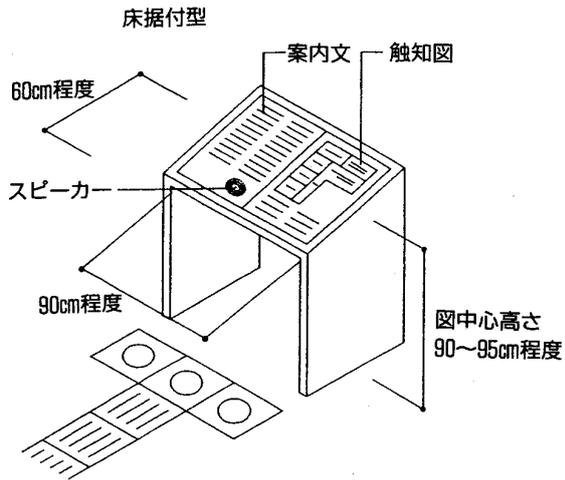
#### ③ 案内誘導等

- 案内誘導表示は、わかりやすく、文字の大きさ、デザイン、色調、照明などに配慮し、同一建物内では統一する。各種例は、10 ページ「1. 共通となる基準 サインとシンボルマーク」を参照。
- 視覚障がい者の案内誘導は、点字による案内と音声案内、これに代わる設備で適切に誘導する。
- 聴覚障がい者の案内誘導は、文字、サイン、光などを組み合わせて行うことが望ましい。
- 聴覚障がい者に放送が聞こえない場合に配慮し、館内の案内、呼び出しを表示する電光掲示板等を適所に設置することが望ましい。
- 受付窓口には、手話や介助方法を修得した職員を配置することが望ましい。
- 役所などの日常的に多様な人が利用する施設では、敷地や建築物の出入口等に音声案内装置を設置することが望ましい。音声案内は、チャイム音のみではなく、建物名称等に関する内容を音声により案内することが望ましい。

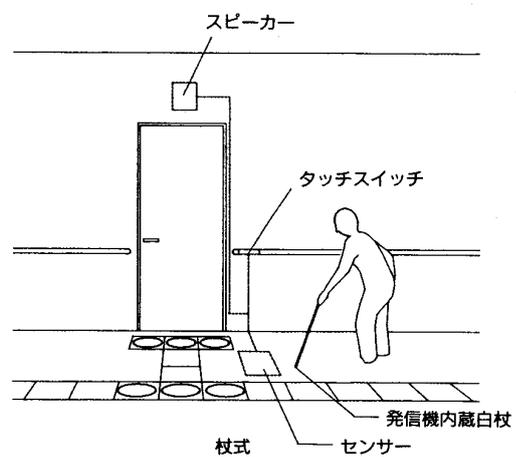
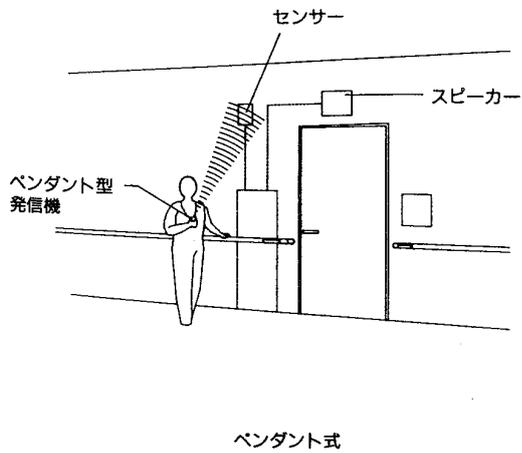
#### ④ 非常誘導

- 非常警報による避難誘導には、音、光、文字などにより総合的に行うことが望ましい。
- 視覚障がい者・聴覚障がい者の非常誘導には、点滅型誘導音付誘導灯などの使用を配慮することが望ましい。

音声付き触知図案内板



音声誘導装置のしくみ



## カウンター等

### 〈整備の基本的な考え方〉

窓口等のカウンター及び記載台は、筆記による応対、対話による応対等の内容に応じて使用を検討し、車いす使用者などの利用に配慮した構造とする。

#### ①設置数

- カウンター等を設ける場合、1 以上は、下部に一定のスペースを設けるなど車いす使用者が利用できるものとする。臨時・仮設のものについても同様とする。

#### ②仕様

##### 座位カウンター（車いす兼用）

- カウンターの高さは、70cm 程度とし、カウンターの下部に高さ 60～65cm 程度、奥行 45cm 程度のスペースを設ける。

##### 立位カウンター

- カウンターの高さは、90cm 程度とする。
- 一部に手すりを設けるなど高齢者・歩行困難者などのために配慮することが望ましい。
- 立位カウンターを設ける場合、座位カウンターを別に設ける。
- 対面者の隔たりは、90cm 程度までとする。
- 杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けることが望ましい。

##### その他

- 窓口は応対者の顔が見えず、音声のみを伝達する構造にしないなど、音声以外の情報をたよりにする聴覚障がい者に配慮した構造とすることが望ましい。
- 障がいのある人との円滑なコミュニケーションを図るために、コミュニケーションボードを設置することが望ましい。
- 聴覚障がい者に配慮して、カウンター等に耳マークを設置することが望ましい。



耳マーク：聴覚障がい者が、周りの人に名前を呼ばれても聞こえないことを知らせるマークである。カウンター等に設置することで、自分は耳が不自由であることを伝えることができる。

※対応例については、137 ページ参考資料「障がいのある方・高齢者への接遇 2 聴覚に障がいのある方に対して」を参照

③呼び出し

- 役所、病院・銀行などでの呼び出しカウンターでは、音声によるほか聴覚障がい者や高齢者等への伝達手段として電光掲示板をはじめ、文字、光、振動などを利用することにより行うことが望ましい。
- 職員が常駐しない受付では、インターホン、呼出ブザーなどをわかりやすい位置に設けることが望ましい。

④誘導

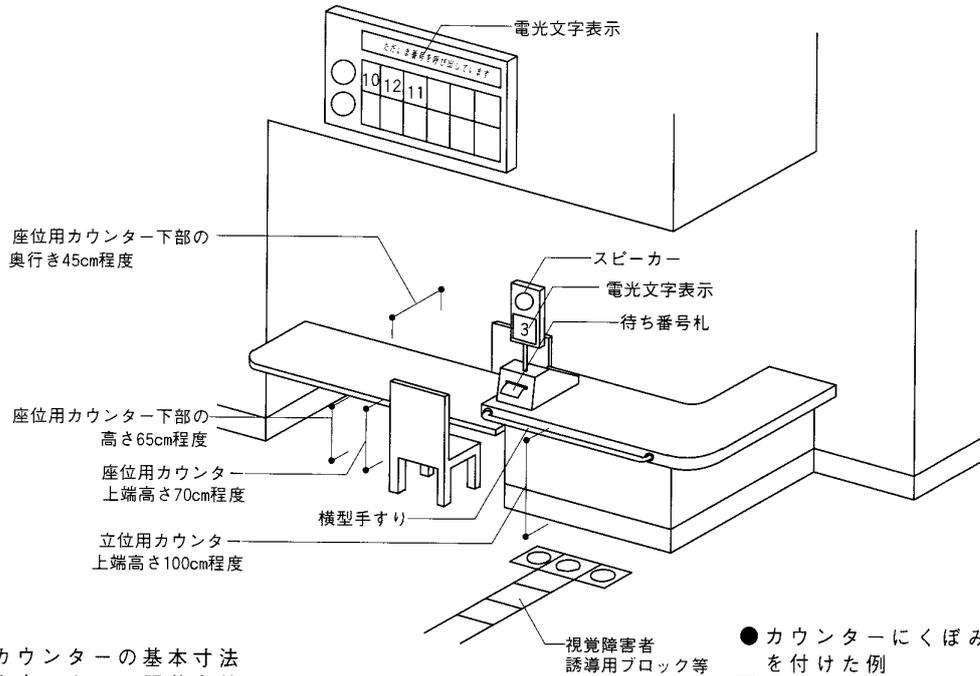
- 玄関出入口から受付カウンターまで、視覚障がい者などの誘導に配慮することが望ましい。

⑤その他

- 車いす使用者が接近できるように、カウンターなどの前面に車いす使用者が転回できるスペース(直径150 cmの円が内接できる程度)を確保することが望ましい。
- 病院、診療所で呼び出しを行うカウンターには、音声によるほか、聴覚障がい者用に電光掲示板等を併せて設置することが望ましい。
- 休憩用のいすなども設置することが望ましい。
- レジカウンターでは、荷物を置く台の設置が望ましい。

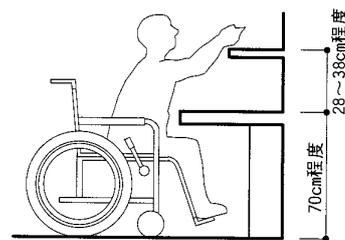
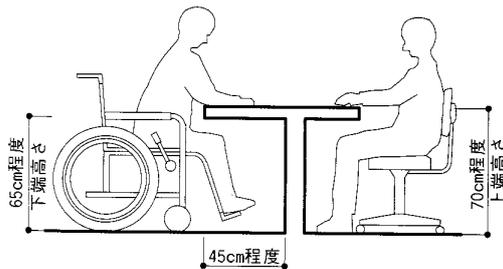
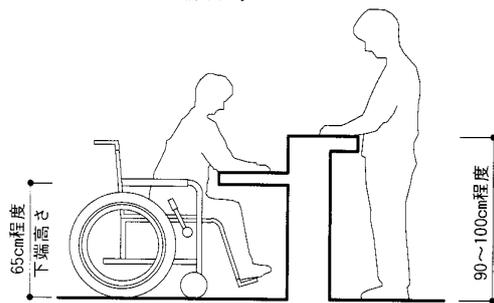
## 2. 公共的建築物

### ● カウンターの標準モデル

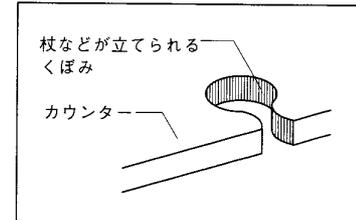


### ● カウンターの基本寸法

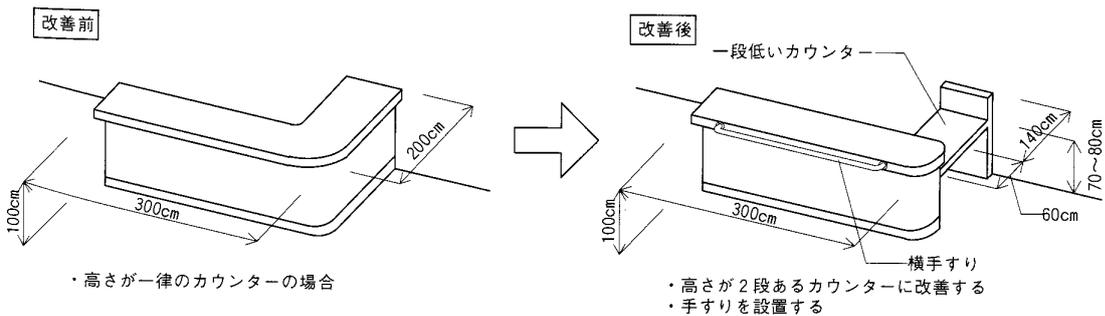
### ● カウンター・記載台等



### ● カウンターにくぼみを付けた例



### ● カウンターの改善例



## 公衆電話・自動販売機・水飲み器

### 〈整備の基本的な考え方〉

電話などの付帯設備は、高齢者や身体障がい者などが円滑に接近できるよう設置位置や構造に配慮する必要がある。

### ■ 公衆電話

#### ①位置・表示

- 公衆電話を設ける場合、車いす使用者が近づきやすく、利用しやすい位置に設ける。
- 電話機の表示を、高齢者や弱視者に配慮し、見やすい位置に掲出することが望ましい。
- 電話機、あるいは電話機の表示は、外部から目立つ位置に設置することが望ましい。

#### ②電話台

- 車いす使用者が利用する電話台の高さは70cm程度とし、下部に60cm～65cm程度、奥行45cm程度のスペースを設ける。
- プッシュボタンの中心位置の高さは、床から90cm～110cm程度とする。

#### ③電話機

- 音量調節が可能な受話器、点字による表示のあるダイヤルその他視覚障がい者及び聴覚障がい者が円滑に利用できる機能を備えた電話機を設置する。
  - ・視覚障がい者用……………視覚障害者用ダイヤル盤、カード電話
  - ・聴覚障がい者用……………音量増幅装置付受話器
  - ・聴覚・言語障がい者用…ファクシミリ

#### ④電話ボックス

ボックス形式とする場合には、

- 出入口の段差を解消し、出入口の開閉が容易な構造とする。
- 車いす使用者などが出入しやすい有効幅員85cm以上を確保する。(90cm以上が望ましい。)
- 内部で車いすが転回できるスペース150cm×150cm以上を確保する。

### ■ 自動販売機

#### ①大きさ

- コイン投入口、操作ボタン、取出口がそれぞれ40cm～110cm程度の高さの範囲内にあるものを選択することが望ましい。
- 視覚障がい者に配慮し、商品案内を点字で表示することが望ましい。

#### ②その他

- コイン投入口や釣り銭受け等は、大きいものにすることが望ましい。
- 料金表示等も大きく読みやすい文字や色を採用することが望ましい。

### ■ 水飲み器

#### ①形状

- 水飲み器の高さは、70cm～80cm程度とし、形状によって下部に車いすが入るスペースを設けることが望ましい。

## 2. 公共的建築物

### ②水栓器具

○水栓器具は、ボタン式又はレバー式とし、足踏み式の場合は、手動式と併設することが望ましい。

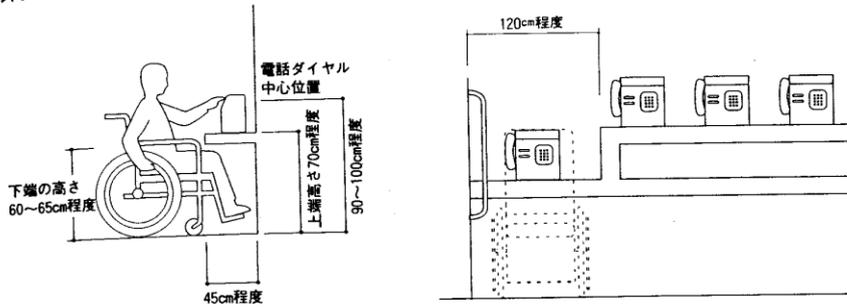
### ③位置

○水飲み器は、通行に支障がない位置に設けることが望ましい。

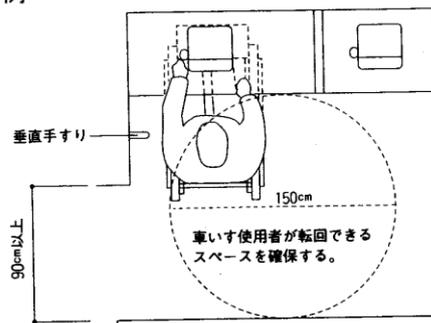
### ④その他

○杖や傘を立てかけるフック等や腰掛、荷物を置ける台等を設けることが望ましい。

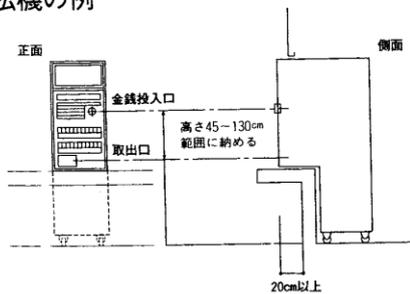
#### 公衆電話所



#### 電話台周辺の整備例



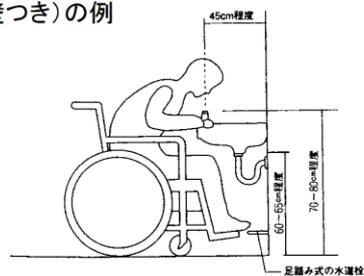
#### 現金自動支払機の例



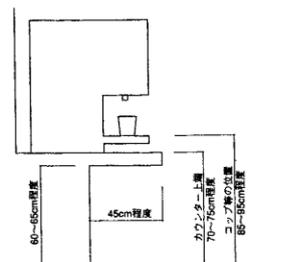
#### ウォータークーラーの例



#### 水飲み器(壁つき)の例



#### 水飲み器の例



## シャワー室・更衣室

### 〈整備の基本的な考え方〉

シャワー室・更衣室などは、高齢者や身体障がい者などの利用に配慮した施設にする必要がある。

#### ■ シャワー室

##### ①シャワーブース

- シャワー室を設ける場合、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペース（内法 150 cm×150 cm）が確保されているシャワーブースを 1 以上設ける。男女の別があるときは、それぞれ 1 以上設ける。

##### ②車いす

- シャワー用車いすを用意することが望ましい。「プール用兼用」

##### ③手すり

- シャワーブースの周囲に手すりを水平に設け、必要に応じて縦にも設ける。

##### ④出入口

- 戸は上吊り式の引き戸が望ましい。
- シャワー室及びシャワーブースの出入口の幅は、内法 80cm 以上とする。（90cm 以上が望ましい。）
- ブースなどは、カーテンの設置が望ましい。

##### ⑤段差

- 通路、出入口には、段差を設けない。その他障害物を置かないように配慮する。

##### ⑥床面

- 床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。

##### ⑦水栓

- シャワーなどの水栓器具は、レバー式など簡単に操作できるものが望ましい。
- シャワーヘッドは、昇降可能なものが望ましい。
- 冷温水の区別などを点字表示することが望ましい。（点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内を併用する等の工夫が望ましい。）
- シャワーは「自動温度調整器」付きが望ましい。
- 洗場での動作や、とっさの時に水栓金具で怪我をしないような取付方法、取付位置、水栓金具の形状に配慮することが望ましい。

##### ⑧緊急通報ボタン

- 緊急通報ボタンを設置することが望ましい。（倒れても使えるように低い位置にも設置することが望ましい。）

#### ■ 更衣室

##### ①更衣ブース

- 更衣室を設ける場合、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペース（内法 150 cm×150 cm）が確保されている更衣ブースを 1 以上設ける。男女の別があるときは、それぞれ 1 以上設ける。

##### ②配置

- 更衣室からシャワー室又は浴室への一連の動作がスムーズに行えるよう配慮することが望ましい。

##### ③段差

- 出入口等には、段差を設けない。その他障害物を置かないように配慮する。

## 2. 公共的建築物

---

### ④出入口

- 更衣室及び更衣ブースの出入口の幅は、内法 80cm 以上とする。(90cm 以上が望ましい。)
- 戸は上吊り式の引き戸が望ましい。
- カーテンで目隠しできることが望ましい。

### ⑤床面

- 濡れても滑りにくく、柔らかい材料で仕上げる。

### ⑥ベンチ

- 更衣ブースの中に更衣のための腰掛け台（高さ 40cm～45cm 程度、幅 180cm 以上、奥行 60cm 程度）を設けることが望ましい。
- 上体の寄りかかるベッドボードをつける、表面仕上げはクッション材付きとすることが望ましい。
- 視覚障がい者のためのベンチ等の色調を壁、床と区別がつくように配慮する。

### ⑦手すり

- 更衣ブースの周囲に手すりを水平に設け、必要に応じて縦に手すりを設ける。

### ⑧ロッカー

- 車いす使用者用の更衣ブースに車いす使用者が利用しやすい高さに取り付ける。補装具等が収納できる大型のサイズが望ましい。
- ロッカーの下部に車いすのフットレストが入るスペースを確保することが望ましい。

### ⑨その他

- 介助者が異性である場合を考慮して、更衣室内に介助者の専用のスペースと専用の出入口を設けるか、入口の近くに設けることが望ましい。
- 視覚障がい者のための点字表示などを適切に設置することが望ましい。

## 浴室

### 〈整備の基本的な考え方〉

浴室は、高齢者や身体障がい者などにとって転倒などの危険性が高い場所であるため、安全かつ円滑に利用できるようにする必要がある。

#### ①配置

○脱衣場～洗い場～浴槽への一連の動作がスムーズにできるように配慮することが望ましい。

#### ②段差

●洗い場と脱衣場の出入口には、段差を設けない。

#### ③出入口

○戸は、上吊り式の引き戸が望ましい。

●洗い場及び脱衣場の出入口の幅は、内法 80cm 以上とする。(90cm 以上が望ましい。)

#### ④手すり

○出入口、浴槽、洗い場の周囲に、水平・縦型の手すりを設けることが望ましい。

○車いすから乗り移って、浴槽へ横滑りしながら入ることができるような水平面を設けることが望ましい。

#### ⑤床面

●洗い場、浴槽とも床面は滑りにくく、また座位移動しても体を傷つけない材料で仕上げる。

○視覚障がい者に配慮して、洗い場と浴槽等の区別がわかりやすいようにすることが望ましい。

#### ⑥水栓金具

○レバー式など操作が容易なものにすることが望ましい。

○シャワーと蛇口は、座ったまま手が届くよう配置し、シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下 2 箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けて、洗体しやすいようにすることが望ましい。

○温水と冷水の区別、温熱度の調整方法などをわかりやすく標示することが望ましい。

#### ⑦脱衣場

○脱衣場には、腰掛台（高さ 40cm～45cm 程度、幅 180cm 以上、奥行 60cm 程度以上）を設けることが望ましい。

#### ⑧浴槽

○深さは 50cm 程度とし、浴槽の回りに 2 方向以上から介助できるスペースを確保することが望ましい。

○車いす使用者の利用に配慮して、個室用の浴室には、浴槽の縁の 1 箇所に車いすから移乗できる移乗台を設けることが望ましい。移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は 45 cm 以上とすることが望ましい。

○浴槽エプロンの洗い場での高さは、車いす座面の高さ（40cm 程度）と同程度とすることが望ましい。

○視覚障がい者などに配慮して、浴槽の縁部分などが識別できるようにすることが望ましい。

## 2. 公共的建築物

---

### ⑨洗い場

- 介助者が介助しやすい広さを確保することが望ましい。
- 風呂いすの高さは、25cm～35cm 程度が適切であり、望ましい。
- 洗面器の置台の高さは、風呂いすの高さの+10cm～-3cm 程度が適切であり、望ましい。
- 給水湯栓の吐水口の高さは、洗面器の置台の高さ+20cm 程度が適切であり、望ましい。
- 車いすのまま利用できるスペースを確保するか、または洗場台は車いすから容易に移乗できる高さ 40 cm～45 cm程度とすることが望ましい。
- 下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを確保することが望ましい。

### ⑩緊急通報ボタン

- 緊急通報ボタンを設置することが望ましい。浴室の場合、洗場および浴槽から手の届く位置にループやひもを付けて設けることが望ましい。

### ⑪その他

- リハビリを兼ねた施設には、帰宅に備えての指導と練習のため、家庭用の浴槽を設置することが望ましい。
- 肌の弱い人のために、活性水などを利用できるようにすることが望ましい。
- 脱衣場には、床暖房設備などの設置が望ましい。



### 宿泊施設（居室・寝室）

#### 〈整備の基本的な考え方〉

宿泊施設においては、車いす使用者や聴覚障がい者の利用に配慮した客室を確保し、また、一般客室においても高齢者などに配慮した客室を整備する必要がある。

これらの客室は移動の困難性を考慮して避難しやすい位置に設ける必要がある。

視覚障がい者や聴覚障がい者への施設利用案内（緊急時、非常時を含む。）や周知に配慮する。

#### ①設置基準

- 宿泊施設には、次の②～⑥に定める構造の客室を1以上設ける。
- 客室の総数が50以上で、車いす使用者客室を1以上設ける。
- 全客室の2%以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。

#### ②ベッド

- 車いすからの移乗の簡便さなどから、ベッドの使用が望ましい。
- ベッドの高さは40cm～45cm（車いすの座高と同じ）にすることが望ましい。
- 客室が和室の場合、和室に車いす使用者が容易に移乗できる工夫をすることが望ましい。

#### ③配置

- 車いすで移動・転回（150cm×150cm）できるスペースを1以上確保する。（また、便所・洗面所・浴室内で回転可能とすれば、より望ましい。）
- ベッド間のスペースは140cm以上確保することが望ましい。

#### ④床面

- 滑りにくく平坦な仕上げにし、毛足の長い絨毯などは使わない。

#### ⑤設備

- 客室には56ページ「2. 公共的建築物 洗面所」に定める洗面所、46ページ「2. 公共的建築物 多機能トイレ」、53ページ「2. 公共的建築物 一般用トイレ」に定めるトイレ、75ページ「2. 公共的建築物 浴室」に定める浴室を併設する。
- コンセント、スイッチ、収納棚などは、車いすの使用に適する高さに配置することが望ましい。特に照明は、ベッド上でも操作できるようにする。
- 聴覚障がい者に配慮し、光や振動で情報を伝達する装置を設置するか、あるいはフロントで貸し出せるようにすることが望ましい。（コール、ドア、電話、アラームなど）
- 客室のうち、1以上の客室には視覚障がい者及び聴覚障がい者に火災その他の非常事態を知らせる非常警報装置を設ける。
- 客室の鍵は視覚障がい者に配慮し、分かりやすく操作しやすいものとすることが望ましい。（例えば、カードキーの場合、開錠・施錠が音等でわかるなど工夫することが望ましい。）

⑥その他

○高齢者・障がい者に配慮し、下記のように設置、または貸し出すことが望ましい。

- ・補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）用備品（犬用セット、リードつなぎ、水とえさ用ボール等）の貸出
- ・屋外に補助犬用の排泄場所の確保
- ・筆談ボードなどを受付に常備し、来客の求めに応じて貸し出すなどの対応
- ・文字放送用アダプターを準備したテレビの設置

2. 公共的建築物

客室の例

